

紀美野町第1回定例会会議録

令和6年2月27日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年2月27日（火）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第 7号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 8号 | 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 10号 | 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 9号 | 紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 13号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 11号 | 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第 12号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第 14号 | 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第 15号 | 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第 16号 | 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第 17号 | 紀美野町道路線の変更について |
| 第16 | 議案第 18号 | 紀美野町道路線の認定について |
| 第17 | 議案第 20号 | 工事請負契約の変更について |
| 第18 | 議案第 19号 | 工事請負契約の締結について |
| 第19 | 議案第 21号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 第20 | 議案第 22号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 第21 | 議案第 23号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |

- 第 2 2 議案第 2 4 号 教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 2 3 議案第 2 5 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 2 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 第 2 5 議案第 2 7 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 6 議案第 2 8 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 7 議案第 2 9 号 令和 5 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 8 議案第 3 0 号 令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 0 議案第 3 2 号 令和 5 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 1 議案第 3 3 号 令和 6 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 3 2 議案第 3 4 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 3 議案第 3 5 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 3 4 議案第 3 6 号 令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 3 7 号 令和 6 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 6 議案第 3 8 号 令和 6 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 9 号 令和 6 年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について
- 第 3 8 議案第 4 0 号 令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について
- 第 3 9 議案第 4 1 号 令和 6 年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について
- 第 4 0 発委第 1 号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 0 まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	七良裕光
8番	北道勝彦
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	美野勝男

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	東中啓吉
消防長	家本宏
総務課長	坂詳吾
企画管財課長	中前貴康
住民課長	東浦功三
税務課長	坂昌美

保健福祉課長 森 谷 善 彦
産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 米 田 和 弘
教 育 次 長 曲 里 充 司
会 計 管 理 者 太 田 具 文
水 道 課 長 長 生 正 信
まちづくり課長 湯 上 増 巳
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳)
代表監査委員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、藤井基彰議員、5番、上柏皖亮議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る2月21日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日から3月21日までの24日間と決定しました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月21日までの24日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月21日までの24日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和6年第1回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ、関係者の皆様方には何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

まず初めに、消防職員に対する懲戒処分について御報告申し上げます。

同職員は公休日である令和5年6月29日に岡山県倉敷市で車を運転中、渋滞のため停車した前方の車に気がつかず追突し、加療6日間の傷害を負わせる交通事故を起こしました。

しかるに、同職員は直ちに車を止めて相手の方の救護をするなどの必要な措置を講じず、現場から立ち去ったものであります。その後、過失運転致傷、道路交通法違反被疑事件として起訴され、令和5年12月6日に和歌山簡易裁判所より略式命令が言い渡され、事件の処分が確定しました。罪名は過失運転致傷、道路交通法違反で罰金50万円でありました。

これを受け、任命権者である消防長から職員懲戒審査委員会に諮問があり、同委員会で審議の結果、停職6か月の懲戒処分が妥当である旨の答申が2月22日付でなされました。

昨日の26日付で消防長から同職員に対し、停職6か月の懲戒処分が言い渡され、管理監督する立場である消防次長にも厳重注意がなされました。また、消防長に対しては、私からの厳重注意といたしました。

人の生命・財産を守る消防職員であり、さらに管理職でありながら、多くの人の信頼を裏切った責任は大変重いものであると考えております。このたびの消防職員が起こし

た事案について、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の信頼を損ねましたことに対して衷心より深くおわび申し上げます。

今後、公務員倫理の確立、法令遵守の徹底など、職員の綱紀粛正に努め、町民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいり所存でございます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

次に、元日に発生した能登半島地震への災害支援についてであります。その後も支援を続けております。新たに、住家被害認定業務、避難所運營業務、そして罹災証明発行業務に職員を派遣し、これまで合計で18名の職員を派遣してまいりました。今後も、積極的に支援を続けてまいり所存であります。

次に、去る2月11日に第23回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されました。紀美野町チームの緑色のたすきをかけた小学生、中学生の選手10人が元気に走り切りました。私たちも選手の皆さんに大きな声援と拍手を送ってまいりました。今年は29の市町が参加した中で18位と、大いに健闘をしてくれました。監督・コーチはじめ、関係者の皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、令和7年4月に統合される紀美野中学校開校に向けて、新年度は大変大事な年であります。統合準備委員会の皆様方には様々な課題解決に向けて、大変熱心に協議を重ねていただき、順調に進んでいるところであります。新年度予算に各種の関係予算を計上させていただいております。

また、継続事業で進めております大事業であります消防庁舎建設事業及び下佐々浄水場施設更新事業は、令和6年度で完成予定であります。また、これも継続事業である町道釜滝柴目線整備事業並びに令和5年度から取り組んでおります給食調理場建設事業及びスポーツ公園リニューアル事業の工事費などを盛り込んだことで、新年度の一般会計予算は、対前年度比27.8%増の103億5,820万円と大変積極的な予算となっております。

また、海南高校大成校舎に令和6年度に女子野球チームが誕生するという大変うれしいニュースがあります。大成校舎の大きな特色になることと思います。町としても応援してまいりたいと考えております。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第7号から議案第41号までの35件であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に関する案件、条例の一部を改正する案件が9件、紀美野町道路線の変更及び

認定に関する案件、工事請負契約の締結及び変更に関する案件、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意に関する案件が3件、教育委員会教育長の任命の同意に関する案件、教育委員会委員の任命の同意に関する案件、令和5年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が7件、令和6年度一般会計及び特別会計予算等に関する案件が9件であります。

令和6年度一般会計予算につきましては、先ほど申し上げた大きな事業以外の主な事業を少し説明させていただきます。

初めに、子育て支援についてであります。

新しい課である子育て推進課がこれまで取り組んできた各種の事業を進めてまいりますが、新規事業として、これまでに妊産婦へ支給してきたタクシー券を妊産婦アクセス支援事業として内容を拡充し、補助金として支援していくように変更します。また、生後6か月児から2歳児をこども園で預けられるようにします。

ただいま御説明申し上げた事業以外にも子育て支援に資する事業を引き続き進めてまいります。

次に、新規事業として带状疱疹予防接種費用の一部を助成する費用を計上させていただいております。また、道の駅については、これまで進めてきた検討委員会より、基本構想となるところの答申をいただきましたので、整備手法など民間事業者の意見を参考にしながら基本計画を策定する費用を計上しております。

また、昨年開校した移住とともに農村におけるなりわいの創業・起業などを考えている方々が、先輩事業者などから学ぶ機会となる、きみの地域づくり学校の運営に係る予算や、昨年度から取り組んでおります林業の担い手を育成し、紀美野町の森林を守っていくための自伐型林業普及推進支援事業に係る予算も引き続き計上させていただいております。

また、高齢者等外出支援タクシー・バス助成についてであります。これまで対象者1人当たり年額1万2,000円であったものを、1人当たり年額1万8,000円に拡充してまいります。

次に、令和6年度から農業集落排水事業及び東部簡易水道事業において、地方公営企業法の規定を適用することに伴い、農業集落排水事業会計予算及び東部簡易水道事業会計予算として計上をさせていただいております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案のとおり

り御可決、御同意いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は明日２８日、午後２時までに提出願います。

今定例会より、本会議中に事務局において写真撮影を行うことについて許可します。
議員各位、執行部の皆様、傍聴者におかれましては、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。
お諮りします。

地方自治法第１０６条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。
この会期中における仮議長に、９番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第５ 議案第７号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎日程第６ 議案第８号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第５、議案第７号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第６、議案第８号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることによる関係条例の整理及び監査委員条例の整理を行うものでございます。

2ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条は、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第7条第2項では、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について、会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するという改正でございます。

3ページから5ページをお開きください。

第2条は、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第3条では、会計年度任用職員の給与について勤勉手当を追加するという改正でございます。

第13条及び第13条の2では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、職員給与条例の規定に準ずることを規定する改正でございます。

第22条及び第22条の2では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、職員給与条例の規定に準ずることを規定する改正と、勤勉手当の読替え規定を追加する改正でございます。

6ページをお開きください。

第3条は、紀美野町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第3条では、会計年度任用企業職員の給与について勤勉手当を追加するという改正でございます。

7ページをお開きください。

第4条は、紀美野町監査委員条例の一部改正でございます。

第4条については、監査委員が町長から求められた賠償責任の有無及び賠償額の決定の条項について、地方自治法が令和6年4月1日に改正されることによる条ずれによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

議案第8号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものでございます。

次の9ページから10ページを御覧ください。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

第2条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、法別表第2が削除されることに伴い、情報連携を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報という用語で表記するよう改正されたため、当条例においても、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義づけを行う改正でございます。

第4条の改正は、法改正により、法別表第2を引用している条文の文言について、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を使用した文言に修正するための改正でございます。

附則としまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

◎日程第7 議案第10号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第9号 紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について

◎日程第9 議案第13号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第7、議案第10号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第13号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。

曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） それでは、議案書の17ページをお開きください。

議案第10号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町スポーツ公園について、指定管理に係る規定を整備するため、紀美野町スポーツ公園条例の改正を行うものです。

公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上や行政コストの縮減、多様化する住民ニーズの効果的・効率的に対応するため民間事業者の有するノウハウを活用するため、指定管理に係る規定を整備するものでございます。

議案書の18ページをお開きください。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第18条第1項では、指定管理者に行わせることができる業務を定めております。

第2項では、指定管理者に業務を行わせる場合の読替え規定となっております。

第3項では、指定管理者が教育委員会の承認を得て、休園日及び利用時間を定めることができる規定です。

第19条第1項では、利用料金を指定管理者の収入として収受する規定です。

第2項では、スポーツ公園の利用者は、指定管理者に利用料金を支払う規定となります。

第3項では、利用料金の額は、別表第1、別表第2の額の範囲内で町長の承認を得て定める規定となっております。

第4項では、特別の理由があるときは利用料金を減額、免除、還付をすることができる規定となっております。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第10号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

議案第9号、紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例について。

紀美野町児童館条例等の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

子育て推進課の設置に伴い、紀美野町児童館条例、紀美野町総合福祉センター条例、紀美野町立学童保育所条例の改正を行うものであります。

そのうち、教育委員会の部分について説明させていただきます。

議案書の12ページからになります。

第1条は、紀美野町児童館条例の改正となります。

第1条、紀美野町児童館条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

児童館の管理運営につきまして、教育委員会から町長部局の子育て推進課へ所管替えとなるものです。そのため、教育委員会を町長に改めるものでございます。

続きまして、議案書の15ページからになります。

第3条は、紀美野町立学童保育所条例の改正となります。

第3条、紀美野町立学童保育所条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

こちら管理につきまして、教育委員会から町長部局の子育て推進課へ所管替えとなります。そのため、教育委員会を町長に改めるものでございます。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、教育委員会の関係する部分の説明とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の13ページをお願いします。

保健福祉課からは、紀美野町児童館条例等の一部を改正する条例の第2条、紀美野町総合福祉センター条例の一部改正について説明させていただきます。

機構改革により新たに設置する子育て推進課の事務所設置場所を現在の総合福祉センター2階のボランティア兼会議室とすることから、紀美野町総合福祉センター条例の改正を行うものでございます。

改正内容です。

第6条の施設のうち、現行の第4号、ボランティア兼会議室を削り、5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものです。

また、14ページの施設の利用対象者について記載している別表第1及び利用料について記載している別表第2の表中のボランティア兼会議室の項を削ります。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上、簡単ですが、議案第9号、第2条の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の35ページを御覧ください。

議案第13号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

令和6年度から令和8年度までの3か年計画であります第9期介護保険事業計画において、介護保険運営の安定を図るため、介護保険料率の変更及び介護保険施行令の改正に準じた保険料段階区分に変更を行うため、紀美野町介護保険条例の改正を行うものでございます。

36ページを御覧ください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中、下線の部分でございます。

第4条第1項の保険料率の期間につきまして、現行の令和3年度から5年度までを、第9期の介護保険計画となります令和6年度から令和8年度までに改めるものでございます。

介護保険料については、合計所得金額等により、段階を設定して保険料を設定しておりますが、介護保険法施行令第39条により、本町では国の標準段階9段階に対して11段階の保険料段階を設定し、弾力的に変更して運営してまいりました。しかし、介護保険法施行令の改正により国の標準段階が9段階から13段階に細分化されましたので、本町においても、介護保険法施行令第38条により、国の保険料段階区分を国に準じて変更することから、介護保険法施行令の適用条項を39条から第38条に変更しております。

なお、各段階区分の保険料については、本日追加で提出させていただいた議案第13号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例に係る説明資料を参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

保険料の基準となる第5段階の基準額は、令和6年度から令和8年度までの保険料は、令和3年度から令和5年度までと同じ月額7,020円で、年額8万4,240円と変更ありませんが、所得段階や保険料率を国に準じて変更しております。

第1号の第1段階の方は、保険料を4万2,120円から3万8,329円、第2号の第2段階の方は保険料を6万3,180円から5万7,704円に、第3号の第3段階の方は、保険料を6万3,180円から5万8,125円に変更します。

議案書の38ページ、第9号の第9段階については、現行の所得金額が400万円未満から国の基準となる420万円未満に変更、第10号の第10段階については、現行

の所得金額は600万円未満を520万円未満とし、保険料を15万1,632円から16万56円に、39ページの11号の11段階については、現行の合計所得金額が600万円以上を620万円未満の方とし、保険料を16万56円から17万6,904円に変更するものです。

次に、12号及び13号は新たに追加するもので、第12号の12段階については合計所得金額が720万円未満の方とし、保険料を19万3,752円に、第13号の第13段階については、合計所得金額が720万円以上の方とし、保険料を20万2,176円とするものです。

続いて、第2項から第4項は、第1段階から第3段階の低所得の保険料の軽減を行うもので、令和6年度から令和8年度までの介護保険料は第1項第1号の第1段階の方については2万4,008円に、第1項第2号の第2段階の方については4万856円に、第1項第3号の第3段階の方については5万7,704円に変更するものでございます。

40ページにかけての第3条第3項は、基準所得金額で本来区分されるべき段階よりも下位の介護保険料の段階に適用されることにより、生活保護の措置が必要な状態である方が生活保護の適用を受けずに済むように講じるもので、国に準じ、13段階に変更することに伴い、第10号ロ、第11号ロまたは第12号ロを追加するものでございます。

附則です。この条例は令和6年4月1日から施行します。経過措置として、改正後の紀美野町介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によるものといたします。

以上、簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第10 議案第11号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第10、議案第11号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） それでは、議案第11号について説明をさせていただきます

ます。

議案書の 21 ページを御覧ください。

議案第 11 号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の改正を行うものでございます。

22 ページを御覧ください。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第 2 条第 3 号では、配偶者のない男子又は女子の定義を規定する条文でございます。条文中、児童福祉法の条項を引用する条文の中で、第 6 条の 4 第 1 項としていたものを、第 1 項を削り、第 6 条の 4 としたもので、もともと児童福祉法第 6 条の 4 は 1 項しかございませんので、書きぶりを修正するものでございます。

23 ページをお願いいたします。

同法、キ中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による保護命令とございますが、当該法律が改正され、これまで保護命令として接近禁止命令と退去命令が第 10 条第 1 項に規定されておりましたが、改正後は第 10 条第 1 項では、接近禁止命令等、また第 10 条の 2 が新設され、退去等命令に関する規定がそれぞれ定められましたので、第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令と改正をするものでございます。

なお、この条例改正において、現在のひとり親家庭医療費助成受給者の受給資格に影響はございません。

附則といたしまして、この条例は、改正法の施行日に合わせ、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 11 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

◎日程第 11 第 12 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第１１、議案第１２号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

坂税務課長。

（税務課長 坂 昌美 登壇）

○税務課長（坂 昌美） それでは、議案第１２号について御説明をさせていただきます。

議案書の２４ページをお開きください。

議案第１２号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和６年２月２７日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、国民健康保険事業の安定化のため、紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

国民健康保険は、平成３０年度から県が国保の財政運営の主体となり、毎年事業費納付金と標準保険税率が県から示されることとなり、それらを基に、本町の税率も改正しております。

令和６年度の国民健康保険税率でございますが、納付金下がっているということもあり、被保険者の負担を考慮し、資産割を下げ、均等割と平等割で引き上げさせていただく改正となっております。

それでは、次に２５ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中、下線の部分である。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第４条につきましては、医療費分の資産割を１００分の１５から１００分の１０に引き下げる改正でございます。

次に、第７条につきましては、支援金分の資産割を１００分の３から１００分の２に引き下げる改正でございます。

次の第７条の２は、支援金分の均等割を８，０００円から８，７００円に引き上げる改

正でございます。

次に、第7条の3につきましては、支援金分の平等割について、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について6,200円から6,700円に、第2号の特定世帯は3,100円から3,350円に、特定継続世帯は4,650円から5,025円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

次に、第9条につきましては、介護分の資産割を100分の3から100分の2に引き下げる改正でございます。

次に、第9条の2につきましては、介護分の均等割を8,400円から9,100円に引き上げる改正です。

次に、第9条の3につきましては、介護分の平等割を5,500円から5,800円に引き上げる改正でございます。

次に、26ページ下段の第23条につきましては、第5条から第9条の3の改正に伴い、減額について同様に改正するものでございます。

27ページ中段の第23条第1項第1号は7割軽減額について、28ページ下段からの第2号は5割軽減額について、29ページ下段からの第3号は2割軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、30ページ下段からの第23条第2項につきましては、未就学児均等割の減額分を規定したものでございまして、第2号は後期分の均等割について、第2号中アは7割軽減を、イは5割軽減額を、ウは2割軽減額を、エは軽減なしの軽減額をそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、31ページ下段からの第23条第3項は、妊産婦の産前産後期間に係る保険税の軽減額を規定したもので、32ページ中段の第4号は、後期支援分の均等割について、次の33ページの第6号は、介護分の均等割の規定で、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしのそれぞれの場合での軽減額を引き上げる改正となっております。

最後に、33ページ下段の附則といたしまして、本条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございますが、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

◎日程第 1 2 議案第 1 4 号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第 1 2、議案第 1 4 号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長(中前貴康) 皆さんおはようございます。

私のほうからは、議案第 1 4 号の説明をさせていただきます。

議案書の 4 1 ページをお開きください。

議案第 1 4 号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

吉見橋東詰付近の町営住宅下佐々第 3 団地の解体撤去に伴い、紀美野町営住宅条例の一部を改正するものであります。

4 2 ページを御覧ください。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分でありまして、別表を改めるものでございます。

内容につきましては、令和 5 年度において、老朽化が激しい下佐々第 3 団地を解体撤去しましたので、下佐々第 3 団地の部分を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

◎日程第 1 3 議案第 1 5 号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第 1 3、議案第 1 5 号、紀美野町給水条例の一部を改正

する条例について議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) それでは、議案書44ページを御覧ください。

議案第15号、紀美野町給水条例の一部を改正する条例について。

紀美野町給水条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、現在、国では生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道整備・管理行政について厚生労働省から国土交通省に移管を進めており、水道法において、関係省庁等の名称改正が行われたため、紀美野町給水条例の一部を改正するものでございます。

45ページを御覧ください。

紀美野町給水条例の一部を改正する条例。

紀美野町給水条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の条例改正は、条例の内容について変更はございません。水道行政を所管する厚生労働省が国土交通省に移管されたことにより、省令もそのまま移管先に引き継ぐことにより、紀美野町給水条例の各条項の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第15号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

◎日程第14 議案第16号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第14、議案第16号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、議案説明をさせていただく前に、一言おわびを申し上げます。

このたび、消防本部職員の不幸事によりまして、多くの方々の信頼を著しく失墜させる事態となりました。心から深くおわびを申し上げます。

今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、法令遵守と服務規律のさらなる徹底に努め、再発防止と信頼の回復に向けまして職員一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

多大なる御迷惑をおかけして、本当に申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

議案書の４７ページを御覧いただきたいと思います。

議案第１６号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。
紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和６年２月２７日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものである。

４８ページをお開き願いたいと思います。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正でございますが、消防団員等に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める基準に従いまして、市町村の条例で定めておりますが、最近の社会経済情勢に鑑みて、補償基礎額の引き上げを行うべく、基準政令の一部が改正されることに伴って、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は令和６年４月１日から施行することとされ、必要な経過措置が設けられてございます。

何とぞ御審議の上、原案どおり御可決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第 15 議案第 17 号 紀美野町道路線の変更について

◎日程第 16 議案第 18 号 紀美野町道路線の認定について

◎日程第 17 議案第 20 号 工事請負契約の変更について

○議長（美野勝男） 日程第 15 号、議案第 17 号、紀美野町道路線の変更についてから日程第 17、議案第 20 号、工事請負契約の変更についてまで、3 議案を一括議題とします。

説明を求めます。

米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） それでは、議案書の 51 ページを御覧ください。また、議案第 17 号に係る議案参考資料の 1 から 2 ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

議案第 17 号、紀美野町道路線の変更について。

道路法第 10 条第 2 項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり変更したいので、同法同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 小川裕康

道路線の変更については、2 路線ございます。

1 路線目は、路線名は渡瀬線です。現状の幅員、延長につきましては、幅員が 1.0 メートルから 5.4 メートル、延長が 545.5 メートル。

起点、終点につきましては、起点が大角 274 番地先、終点が大角 430 番地先でございます。

変更後につきましては、幅員が 4.0 メートルから 5.4 メートル、延長が 262.6 メートル。起点につきましては、大角 392 番地先、終点が大角 415 番 3 地先でございます。

次に、2 路線目です。路線名は上の川吉井原線です。現状の幅員、延長につきましては、幅員が 1.6 メートルから 6.7 メートル、延長が 1,283.6 メートル。起点、終点につきましては、起点が東野 48 番 1 地先、終点が生野 324 番 1 地先でございます。

変更後につきましては、幅員が 1.6 メートルから 6.7 メートル、延長が 1,045.9 メートル。起点につきましては、東野 48 番 1 地先、終点が生野 449 番地先でございます。

います。

提案理由につきましては、令和5年6月2日の豪雨災害により渡瀬線につきましては、渡瀬橋が、上の川吉井原線につきましては、吉井原橋が流失したことから、それぞれの道路線が分断したため、地元地区と協議を行う中で、現在は迂回路等も整備されている状況から、流失した橋梁部分などを廃止することに伴い、同路線の区域の変更をお願いするものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。また、議案第18号に係る議案参考資料の3ページも併せて御覧ください。

議案第18号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

路線名は、上の川吉井原2号線でございます。

幅員及び延長です。幅員は2.0メートルから4.0メートル、延長は157.8メートルとなります。

起点につきましては、井堰324番1地先、終点が井堰408番2地先となります。

これにつきましても、道路線の変更と同様に、井堰地区の上の川吉井原線の吉井原橋が流失したことから、橋梁部分等を廃止することに伴い、現在の上の川吉井原線が分断されることから、右岸側を新たに上の川吉井原2号線として認定しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の54ページを御覧ください。また、議案参考資料の6ページ、7ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

議案第20号、工事請負契約の変更について。

令和5年度町道釜滝柴目線道路改良工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

変更前の契約金額8,949万8,200円を8,137万8,000円に、812万2

00円の減額変更をお願いするものでございます。

この工事は、令和2年度から工事に着手してございます町道釜滝柴目線道路改良工事のうち、柴目地内において道路改良工事を実施するもので、令和5年6月に契約し、進めてまいりました。

主な変更の理由につきましては、道路構造物の補強土壁の基礎地盤について、セメント系固化材を混合し強化する安定処理工を計画し、試験掘削を行ったところ、見込んでいた地盤より浅い位置で支持層が確認できたため、地盤改良工法に変更が生じたことによるものでございます。

議案参考資料の7ページの平面図を御覧いただきますようにお願いします。

当初計画では、現況地盤より平均約8メートルの深さまで補強土壁工の基礎部の地盤改良が必要とのことから、スラリー噴射方式に係る専用重機を使った中層混合処理改良工法で計画しておりました。しかし、施工時調査において、支持層の試験掘削を行ったところ、現況地盤より平均2メートル程度の浅い位置に本構造物の負荷に耐え得る支持層が確認できたため、一般的な土木工事で使用するバックホウを使用した浅層混合処理改良工法に変更したことによるもので、これにより、合計812万200円の減額の変更契約をお願いするものでございます。

なお、変更の内訳につきましては、道路土工に係るものとして約90万円の増額、地盤改良工に係るものとして約850万円の減額、擁壁工に係るもので約117万円の増額、ブロック積み工に係るもので約18万円の増額、排水構造物工に係るもので約19万円の減額、構造物取壊工に係るものとして約60万円の減額、仮設工に係るものとして約146万円の減額、舗装工に係るもので約38万円の増額、差引きで合計812万200円の減額の変更契約とお願いするものでございます。

以上、議案第20号、工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(建設課長 米田和弘 降壇)

◎日程第18 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第18、議案第19号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。

中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長(中前貴康) それでは、私から議案第19号について説明させていただきます。

議案書の53ページをお開きください。併せて、議案参考資料の4ページ、5ページも御覧ください。

議案第19号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、旧長谷小学校解体撤去工事でございます。

契約方法につきましては、指名競争入札でございます。

契約金額は4,114万円でございます。

契約の相手方は、和歌山県有田郡湯浅町湯浅2512、株式会社中井組代表取締役中井崇義でございます。

この工事につきましては、老朽化が激しい長谷宮地内にある旧長谷小学校の解体撤去工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料の4ページ、5ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

◎日程第19 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第20 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第21 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第22 議案第24号 教育委員会教育長の任命の同意について

◎日程第23 議案第25号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男) 日程第19、議案第21号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから日程第23、議案第25号、教育委員会委員の任命の同意についてまで、5議案を一括議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、議案書の５５ページをお開きください。また、お配りしております議案参考資料の８ページからも併せて御覧いただければと思います。

それでは、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、若林 豊。生年月日は昭和２２年２月８日。住所は紀美野町下佐々４６８番地でございます。

提案理由でございますが、令和６年３月３１日をもって任期満了となり、委員の選任をするために提案するものでございます。

続きまして、議案書の５６ページをお願いいたします。

議案第２２号、これにつきましても固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

省略させていただきます、氏名は岩本介伸。生年月日は昭和２５年１２月２５日。住所は紀美野町北野８１番地。

提案理由につきましては、同じく令和６年３月３１日をもって任期満了となるため、提案するものでございます。

引き続いて、議案書の５７ページをお願いいたします。

議案第２３号、これにつきましても固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

氏名は岩橋秀哲。生年月日は昭和２８年１１月１５日。住所は紀美野町長谷６６０番地。

提案につきましては、同じく令和６年３月３１日をもって任期満了となるため、提案するものでございます。

続きまして、５８ページをお願いいたします。

議案第２４号、教育委員会教育長の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は東中啓吉。生年月日は昭和２９年９月１１日。住所は紀美野町毛原下３０番地

でございます。

提案につきましては、令和6年3月17日をもって任期が満了するため、引き続き教育長の任命について提案させていただくものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

議案第25号、教育委員会委員の任命の同意について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は伊南和真。生年月日は昭和61年12月11日。住所は紀美野町神野市場50番地1であります。

提案理由であります。前教育委員の松本守信氏が令和6年3月24日をもって任期が満了となるため、同じく保護者より選出の教育委員会委員を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

(町長 小川裕康 降壇)

◎日程第24 議案第26号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（美野勝男） 日程第24、議案第26号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第11号）について議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の61ページをお開きください。

議案第26号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度紀美野町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,563万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,209万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます予算説明資料も併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税7,000万円の増額補正で12月交付分での令和5年6月の豪雨災害に係る特別交付税の増額でございます。

13款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金43万3,000円の増額補正で、農地災害復旧事業分担金でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金44万円の減額補正で、国民健康保険基盤安定負担金及び未就学児均等割減額負担金の額の確定によるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金1,519万6,000円の減額補正で、公共土木施設災害復旧費負担金で、主に道路橋梁災害復旧事業の見込額に伴う減額でございます。

2項1目総務費国庫補助金349万1,000円の増額補正で、ハザードマップ作成事業に充当する社会資本整備総合交付金120万3,000円と、戸籍システム等の電算システム改修に充当する社会保障・税番号制度システム整備費補助金228万8,000円をそれぞれ計上してございます。

2目民生費国庫補助金120万円の減額補正で、子育て世帯訪問支援事業の見込額の減に伴う子育て支援対策臨時特例交付金の減額でございます。

3目衛生費国庫補助金612万4,000円の減額補正で、住宅市街地総合整備事業補助金の額の確定に伴う減額と合併処理浄化槽設置補助金の額の確定見込みによる循環型社会形成推進交付金の減額でございます。

4目土木費国庫補助金1,444万7,000円の減額補正で、道路メンテナンス事業補助金の額の確定によるものと社会資本整備総合交付金の額の変更によるものでございます。

4ページをお開きください。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金93万4,000円の減額補正で、国民健

康保険基盤安定負担金及び未就学児均等割減額負担金の額の確定によるものでございます。

3目農林水産業費県負担金6,894万6,000円の増額補正で、地籍調査事業負担金でございます。

2項1目総務費県補助金187万1,000円の増額補正で、住宅耐震化促進事業費補助金で133万2,000円の減額とハザードマップ作成事業に充当するわかやま防災力パワーアップ補助金で320万3,000円を計上してございます。

2目民生費県補助金60万円の減額補正で、子育て世帯訪問支援事業の見込額の減に伴う子育て支援対策臨時特例交付金の減額でございます。

3目衛生費県補助金259万8,000円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の額の確定見込みによるものでございます。

4目農林水産業費県補助金1,093万円の減額補正で、いずれも事業実績の見込みによるものでございます。

9目災害復旧費県補助金183万2,000円の減額補正で、現年農地農業用施設災害復旧事業費補助金の決定見込みによるものでございます。

5ページをお開きください。

3項1目総務費県委託金620万5,000円の減額補正で、和歌山県議会議員選挙執行委託金の額の確定によるものでございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で6,310万1,000円の減額補正でございます。

2目ふるさとまちづくり応援基金繰入金で1,205万6,000円の減額補正でございます。

4目福祉基金繰入金で220万円の減額補正でございます。

5目森林環境譲与税基金繰入金で915万円の減額補正でございます。

6目公共施設等整備基金繰入金2,601万4,000円の減額補正で、町営住宅解体撤去事業及び野上中学校プール解体撤去事業への充当の減額と役場本庁舎電灯類LED化改修事業、支所電灯類LED化改修事業及び中央公民館LED化改修事業に充当するための増額でございます。

22款町債、1項1目総務債50万円の減額補正で、緊急防災・減災事業債の同意額の決定によるものでございます。

5目土木債1,160万円の減額補正で、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業に充当する辺地対策事業債及び橋梁長寿命化修繕事業に充当する過疎対策事業債の増額、町道工業団地1号線舗装事業等に充当する合併特例債及び河川改修事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債の減額によるものでございます。

6目消防債1億990万円の減額補正で、消防庁舎建設事業に充当する合併特例債及び緊急防災・減災事業債の減額によるものでございます。

6ページをお開きください。

7目臨時財政対策債1,894万5,000円の減額補正で、普通交付税の追加交付に係る減額でございます。

8目災害復旧債2,640万円の減額補正で、河川災害復旧事業で290万円の増額と道路橋梁災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業で2,930万円の減額でございます。

次に歳出でございます。

歳出では、全般的に減額している項目が多くなっております。この理由といたしまして、事業実施による実績額確定または実績の見込額による不用額の減額などを随所に計上してございますので、お含みおきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の7ページを御覧いただきたいと思います。

1款議会費、1項1目議会費300万2,000円の減額補正で、一部の議員の在任期間の減による議員期末手当の減額と研修会等の実績による減額でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費279万3,000円の減額補正で、職員共済費の減額によるものでございます。

2目文書広報費290万円の減額補正で、広報紙の印刷製本費の減額によるものでございます。

4目財産管理費580万円の増額補正で、かじか荘の庭園と毛原オートキャンプ場の看板の購入費でございます。

8ページにわたりまして、5目企画費1,831万5,000円の減額補正で、神原開発第1期実施設計業務委託料の額の確定による減額、民間賃貸住宅整備促進補助金、奨学金返還助成金及び定住促進補助金の実績見込みによる減額と、かじか荘の浴槽漏水によるガス代等の補償金として132万円を計上してございます。

7目支所及び出張所費につきましては、支所電灯類LED化改修事業に公共施設等整

備基金を充当したことによる財源振替で、補正額の増減はございません。

1 1 目防災諸費 6 6 6 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、災害ハザードマップ作成委託料で 9 6 1 万円の増額と住宅耐震改修事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 9 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、住基システム及び戸籍附票システム改修委託料の増額とコンビニ交付システム改修委託料の減額によるものでございます。

9 ページにわたりまして、4 項 2 目和歌山県議会議員選挙費 5 6 8 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、額の確定による各種経費の減額でございます。

1 0 ページにわたりまして、3 目町議会議員一般選挙費 1, 7 0 8 万 3, 0 0 0 円の減額補正で、額の確定による各種経費の減額でございます。

3 款民生費、1 項 1 1 目国民健康保険事業費 1 8 3 万 5, 0 0 0 円の減額補正で、特別会計への繰出金の額の確定によるものでございます。

1 2 目介護保険事業費 1, 4 7 5 万円の減額補正で、特別会計への繰出金の実績見込みによるものでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費 6 9 5 万円の減額補正で出産祝金、子育て世帯訪問支援業務委託料及び高校生世代応援手当の実績見込みによるものでございます。

9 目新生児特別臨時給付金給付事業費 1 3 2 万円の減額補正で、新生児特別臨時給付金の実績見込みによるものでございます。

1 1 ページに移りまして、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 7 7 2 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、野上厚生病院への負担金の確定によるものでございます。

4 目環境衛生費 8 9 7 万 7, 0 0 0 円の減額補正で、老朽危険空家除却工事補助金の確定による減額と西部簡易水道事業会計補助金及び東部簡易水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

5 目成人保健対策費 1 6 3 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、各種健診委託料の実績見込みによるものでございます。

7 目診療諸費 8 0 万 9, 0 0 0 円の減額補正で、特別会計への繰出金の減額でございます。

2 項 3 目し尿処理費 7 7 9 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の実績見込みによるものでございます。

1 2 ページにわたりまして、5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 1, 6 4 6 万 1,

000円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

6目地籍調査事業費1億1,248万6,000円の増額補正で、地籍調査事業の実績に伴う減額と、国の補正予算による事業の前倒しによる増額でございます。

13ページにわたりまして、2項1目林業総務費1,092万円の減額補正で、各事業の実績見込みによるものでございます。

4項1目山村振興総務費939万4,000円の減額補正で、地域おこし協力隊の人員費の減額と他の項目につきましては、実績に応じて減額するものでございます。

14ページに移りまして、6款商工費、1項1目商工振興費540万円の減額補正で、創業支援事業補助金の実績見込みによるものでございます。

2目観光費350万円の増額補正で、本年度長く続いた猛暑の影響でパークゴルフ場の利用者が大きく減少し、売上げが落ち込んだため、のかみふれあい公園運営事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費14万円の減額補正で、国道370号整備促進委員会の災害等で活動ができなかったことによるものでございます。

2項1目道路橋りょう維持費100万円の増額補正で、町道維持管理補修用材料費の購入費用を計上してございます。

15ページにわたりまして、2目道路橋りょう新設改良費3,416万4,000円の減額補正で、それぞれ事業費の確定や確定見込みにより減額するものでございます。

3項1目住宅管理費650万円の減額補正で、下佐々第3団地解体撤去事業費の確定見込みによるものでございます。

8款消防費、1項1目常備消防費1億595万円の減額補正で、それぞれ事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

9款教育費、1項3目教育諸費534万4,000円の減額補正で、それぞれ事業費の確定や確定見込みにより減額するものでございます。

16ページに移りまして、3項1目学校管理費4,270万2,000円の減額補正で、それぞれ事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

4項3目公民館費につきましては、中央公民館LED化改修事業に公共施設等整備基金を充当したことによる財源振替で、補正額の増減はございません。

8目文化センター管理運営費242万4,000円の減額補正で、文化センターコーディネートに係る経費の減額でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費2,023万9,000円の増額補正で、災害対応関連工事費の増額と、災害復旧に伴う電柱移転費用を計上してまいります。

17ページにわたりまして、2目河川災害復旧費につきましては、令和5年発生災害河川復旧工事と災害対応関連工事費の振替で、補正額の増減はございません。

2項1目農地農業用施設災害復旧費366万3,000円の減額補正で、令和5年発生災害農地農業用施設復旧工事の事業費の確定見込みによるものでございます。

11款公債費、1項2目利子263万6,000円の減額補正で、長期債利子の利率の減少によるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の65ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。

追加する事業が10事業ございまして、個々の事業名、事業費につきましては表記載のとおりでございます。

次に、議案書の66ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

変更するものにつきましては、辺地対策事業債で限度額を770万円増額の5,130万円に、過疎対策事業債で限度額を1,690万円増額の2億9,300万円に、一般単独事業債で限度額を1億4,660万円減額の5億2,450万円に、臨時財政対策債で限度額を1,894万5,000円減額の7万6,000円に、災害復旧事業債で限度額を2,640万円減額の2億3,990万円にするものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第26号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第11号）の説明いたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時34分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 50 分）

◎日程第 25 議案第 27 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）について

◎日程第 26 議案第 28 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（美野勝男） 日程第 25、議案第 27 号、令和 5 年度紀美野町国民健康保
険事業特別会計補正予算（第 4 号）について及び日程第 26、議案第 28 号、令和 5 年
度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について、一括議題と
します。

説明を求めます。

東浦住民課長。

（住民課長 東浦功三 登壇）

○住民課長（東浦功三） それでは、議案第 27 号及び 28 号について説明をさせ
ていただきます。

議案書の 67 ページを御覧ください。

議案第 27 号、令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 5 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定める
ところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,012 万 9,000 円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 46 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の 21 ページを御覧ください。

説明資料につきましては、23 ページからでございます。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 475 万 9,000 円
の減額補正です。

1 節医療給付費分現年課税分で349万8,000円の減額。2 節後期高齢者支援金分現年課税分で114万9,000円の減額。3 節介護納付金分現年課税分で11万2,000円の減額補正でございます。

4 款県支出金、1 項1 目保険給付費等交付金は1,012万9,000円の増額補正です。

1 節普通交付金で932万円の増額補正で、一般被保険者療養給付費に充当いたします。2 節特別交付金は80万9,000円の増額補正で、国保直営診療所の特別調整交付金の確定によるものでございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は183万5,000円の減額補正でございます。

本年度の保険基盤安定負担金及び未就学児均等割減額負担金が確定したことによるものです。

1 節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が93万5,000円の減。2 節保険者支援分が75万9,000円の減。6 節未就学児均等割減額繰入金が12万3,000円の減額でございます。

22ページをお願いします。

6 款2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は659万4,000円の増額補正で、保険税及び保険基盤安定繰入金等の減額分を基金により補填するものでございます。

予算に関する説明書23ページを御覧ください。説明資料24ページでございます。歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項1 目一般被保険者療養給付費は932万円の増額補正で、当初の見込みより、医療費の増加が見込まれるためでございます。

7 款諸支出費、2 項1 目繰出金は80万9,000円の増額補正で、国保直営診療所運営に係る特別調整交付金の確定によるもので、診療所特会への繰出金でございます。

以上、議案27号の説明といたします。

続きまして、議案書の71ページを御覧ください。

議案第28号でございます。

令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,486万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

この補正予算は、歳入において特別調整交付金の確定により増額となった分、一般会計からの繰入金を減額するもので、予算総額に増減はございません。

予算に関する説明書26ページを御覧ください。

説明資料につきましては、25ページでございます。

歳入です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金80万9,000円の減額。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金80万9,000円の増額補正で、国保特会からの特別調整交付金の繰入金でございます。

以上、議案第28号の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

◎日程第27 議案第29号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(美野勝男) 日程第27、議案第29号、令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、議案書の75ページをお開きください。

議案第29号、令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,676万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,248万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の29ページ、また予算説明資料は27ページからとなりますので併せて御覧ください。

歳入でございます。

歳入は、介護保険給付費等の減額に伴い、国・県等の負担分について減額補正をしております。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は2,105万円の減額。

2項1目調整交付金は1,180万円の減額。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は60万円の減額補正です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は3,105万円の減額。

2目地域支援事業支援交付金は81万円の減額補正です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は1,632万5,000円の減額。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は37万5,000円の減額補正です。

30ページの7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は1,437万5,000円の減額。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は37万5,000円の減額補正です。

31ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は計9,800万円の減額補正です。

1目居宅介護サービス給付費で訪問介護・通所介護の利用減に伴い6,000万円の減額。

また、3目施設介護サービス給付費で特別養護老人ホームの利用の減少に伴い3,000万円の減額です。

2項1目介護予防サービス給付費は300円の減額。

4項1目高額介護サービス費は400万円の減額。

32ページの6項1目特定入居者介護サービス等費は1,000万円の減額。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は 3 0 0 万円の減額で、それぞれ給付実績により減額補正しております。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は 2, 1 2 4 万円の増額補正で、給付費の減額に伴い積立てするものでございます。

以上、簡単ですが議案第 2 9 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（美野勝男） 日程第 2 8、議案第 3 0 号、令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見將人 登壇)

○産業課長（吉見將人） それでは、議案書の 7 9 ページをお開きください。

議案第 3 0 号、令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 1 4 0 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の 3 5 ページをお開きください。説明資料は 3 3 ページとなりますので、併せて御覧ください。

2、歳入でございます。

2 款 1 項 1 目観光施設等使用料、1 節ふれあい公園施設使用料で 5 5 0 万円の減額としてございます。

理由でございますが、長期間の猛暑による利用者の減少によるものでございまして、

そのほかには、コロナ感染症による利用控え、6月の集中豪雨、かつらぎ町でパークゴルフ場が増設されたことに伴うことも影響しているものと考えてございます。

そのため、前年度12月同期の比較で、パークゴルフ場で約3,000人、キャンプ場の利用者が約520人減少してございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で350万円増額してございます。

これは、先ほどの施設実施使用料の売上げの減少に伴うものでございます。

続きまして、36ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、12節の委託料で200万円の減額で、ふれあい公園の施設清掃委託料の事業の実績見込みにより減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号、令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見将人 降壇）

◎日程第29 議案第31号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第30 議案第32号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男） 日程第29、議案第31号、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第30、議案第32号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、議案書83ページをお開きください。

議案第31号、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ646万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,651万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書39ページをお開きください。

説明資料は35ページからとなっております。

歳入です。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金6万2,000円の減額。

6款諸収入、1項1目雑入、建物罹災共済金で323万1,000円の減額については、災害復旧に係るもので、7款町債、1項1目簡易水道債1,900万円の減額につきましては、県道岩出野上線工事請負費の起債予定額3,800万円のうち1,900万円を、3目過疎対策事業債を充当することができたため、財源振替によるものでございます。

2目災害復旧債は、1節補助災害復旧事業債730万円、2節単独災害復旧事業債340万円を全額減額し、3節公営企業等災害復旧事業債に一括して計上するもので、額の確定により、720万円計上するものでございます。

8款国庫支出金、1項1目災害復旧費国庫補助金で、額の確定及び激甚指定による補助率の増嵩により33万3,000円の増額です。

40ページの歳出の4款災害復旧費、1項1目14節の工事請負費において、災害査定により額が確定したことにより、406万円の減額。また、単独災害で河北流入電動弁が水没により故障が発生しておりましたが、機械内部の洗浄や乾燥を行った結果、稼働したため、電気系統も改めて確認したところ、幸いなことに異常が見当たらず、現在も正常に稼働しているため、240万円を減額し、合計646万円の減額でございます。

恐れ入りますが、議案書86ページに戻っていただきまして、「第2表 繰越明許費」

でございます。

繰越しを行う事業は補助災害のうち、河南浄水場施設の本復旧工事でございます。

電気制御部品の資材の調達が困難なため、繰越しをさせていただくものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」でございます。

先ほど説明させていただきましたとおり、災害復旧事業債の補助災害730万円、単独災害340万円を全額減額し、公営企業等災害復旧事業債に720万円計上するものでございます。

また、簡易水道事業債の限度額を1,900万円減額し、2,670万円に改め、新たに過疎対策事業債に減額分の1,900万円を計上するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、簡単ではございますが、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の87ページをお開きください。

議案第32号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益は4,482万1,000円の減額で1億5,032万6,000円。

第1項営業収益は170万円の減額で9,110万円。

第2項営業外収益は4,312万1,000円の減額で5,922万6,000円。

支出です。

第1款水道事業費用は8,519万4,000円の減額で1億1,786万1,000円。

第1項営業費用は8,180万8,000円の減額で1億29万1,000円。

第2項営業外費用は338万6,000円の減額で1,157万円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款資本的収入は600万円の減額で4億6,917万7,000円。

第1項企業債は600万円の減額で4億6,230万円。

支出です。

第1款資本的支出は600万円減額で4億8,833万2,000円。

第1項建設改良費は600万円の減額で4億7,273万8,000円。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書43ページをお開きください。

説明資料は37ページでございます。

収益的収入及び支出の実施計画明細書でございます。

1款水道事業収益、1項1目給水収益では、水需要の減少により水道料金で170万円の減額でございます。

2項営業外収益、3目他会計補助金では、昨年度末に借り入れた起債の利率が確定したことで、交付税算入分の一般会計からの補助金186万3,000円の減額です。

5目雑収益につきましては、主には下佐々浄水場更新工事の本年度予算分を繰越しさせていただくことに伴い、消費税等の還付金4,125万8,000円の減額でございます。

次に、44ページの支出でございます。

1款水道事業費用、1項5目減価償却費及び6目資産減耗費につきましては、下佐々浄水場更新工事完成後に旧施設の除却処分を行うものでございますが、完成が翌年度となったため、本年度も減価償却費が発生することになったことで301万6,000円の増額、資産の除却は6年度で行うため、除却費8,482万4,000円の減額でございます。

2項営業外費用、1目支払利息につきましては、先ほど他会計補助金同様に起債の利率の確定により、338万6,000円の減額でございます。

45ページの資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、支出の建設改良費の国道370号歩道整備に伴う排水管布設替工事の起債、企業債借入れでございますが、県の工事の進捗により、今年度は実施しないため、収入・支出とも600万円減額するものでございます。

次のページのキャッシュ・フロー及び予定貸借対照表についても、補正額を反映させ

たものとなってございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（水道課長 長生正信 降壇）

◎日程第31 議案第33号 令和6年度紀美野町一般会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第31、議案第33号、令和6年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

それでは、歳入全般及び歳出第1款から第2款について説明を求めます。

坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、令和6年度紀美野町予算書の1ページをお開きください。

議案第33号、令和6年度紀美野町一般会計予算。

令和6年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億5,820万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

令和6年度予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず歳入でございますが、目を中心に説明を申し上げます。なお、金額の比較は、前年度の当初予算額と比較した額を申し上げます。

また、予算説明資料も別冊で添付させていただいておりますので御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明をさせていただきます。

1款町税、1項1目の個人では前年度の当初比較3,061万6,000円減額の2億2,947万8,000円の計上で、所得割において定額減税による減額が主な要因でございます。

2目の法人では、134万円減額の2,002万1,000円の計上でございます。

2項1目の固定資産税では、2,066万5,000円減額の3億6,722万9,000円の計上でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金では、3万6,000円減額の223万8,000円の計上でございます。

3項軽自動車税、1目の種別割は64万9,000円増額の3,762万1,000円を、2目の環境性能割は142万3,000円増額の416万9,000円を計上してございます。

4ページを御覧ください。

4項1目の市町村たばこ税は、前年度と同額の3,600万円の計上でございます。

次に、2款地方譲与税、1項1目の地方揮発油譲与税は、前年度と同額の1,600万円の計上でございます。

2項1目の自動車重量譲与税は、前年度と同額の4,500万円の計上です。

3項1目の森林環境譲与税は、685万6,000円増額の3,702万円の計上です。

3款利子割交付金、1項1目の利子割交付金は、20万円減額の30万円の計上です。

4款配当割交付金、1項1目の配当割交付金は、前年度と同額の300万円の計上です。

5ページをお開きください。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目の株式等譲渡所得割交付金は、1 0 0 万円減額の 2 0 0 万円の計上です。

6 款法人事業税交付金、1 項 1 目の法人事業税交付金は、1 1 2 万 8, 0 0 0 円減額の 1, 1 6 2 万 2, 0 0 0 円の計上です。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目の地方消費税交付金は、前年度と同額の 1 億 8, 0 0 0 万円の計上です。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の 3, 0 0 0 万円の計上です。

9 款環境性能割交付金、1 項 1 目の環境性能割交付金は、2 6 0 万円増額の 1, 1 1 8 万円の計上です。

1 0 款地方特例交付金、1 項 1 目の地方特例交付金は、2, 6 9 1 万 5, 0 0 0 円増額の 2, 9 4 1 万 5, 0 0 0 円の計上で、定額減税減収補填特例交付金の新規計上による増額でございます。

次の 6 ページを御覧ください。

2 項 1 目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上です。

1 1 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は、1 億円増額の 3 9 億円の計上です。

1 2 款交通安全対策特別交付金、1 項 1 目の交通安全対策特別交付金は、2 万 9, 0 0 0 円減額の 6 5 万 6, 0 0 0 円の計上です。

1 3 款分担金及び負担金、1 項 1 目の農林水産業費分担金は、4 0 万円増額の 1 0 5 万円の計上です。

2 目の土木費分担金では、新たに小規模がけ崩れ対策事業分担金として 3 0 万円の計上です。

次の 7 ページを御覧ください。

2 項 1 目の総務費負担金では、地上デジタル放送難視聴対策事業加入金で前年度と同額の 1 5 万円の計上です。

2 目の民生費負担金は、1 9 0 万 3, 0 0 0 円減額の 6 3 2 万 4, 0 0 0 円の計上です。

1 4 款使用料及び手数料、1 項 1 目の民生使用料は、1 0 万円減額の 1 2 万 2, 0 0 0 円の計上です。

2 目の農林水産業使用料は、前年度と同額の 1 7 1 万 2, 0 0 0 円の計上です。

3 目の土木使用料は、38 万 8,000 円減額の 3,507 万円の計上です。

8 ページにわたりまして、4 目の教育使用料は、67 万 2,000 円減額の 699 万円の計上です。

2 項 1 目の総務手数料は、46 万 4,000 円減額の 382 万 7,000 円の計上です。

2 目の衛生手数料は、7 万円減額の 1,335 万 1,000 円の計上です。

3 目の土木手数料は、前年度と同額の 7,018 万 4,000 円の計上です。

4 目の消防手数料は、前年度と同額の 1 万円の計上です。

9 ページにわたりまして、15 款国庫支出金、1 項 1 目の民生費国庫負担金では、1,638 万円増額の 2 億 4,799 万 5,000 円の計上で、児童手当負担金の増によるものでございます。

2 目の衛生費国庫負担金は、前年度と同額の 24 万円の計上です。

3 目の災害復旧費国庫負担金は、新たに公共土木施設災害復旧費負担金として 6,003 万円を計上してございます。

2 項 1 目の総務費国庫補助金は、2 億 7,447 万 4,000 円増額の 4 億 1,510 万 9,000 円の計上で、地方創生道整備推進交付金の増が主な要因です。

10 ページにわたりまして、2 目の民生費国庫補助金では、587 万 5,000 円増額の 2,791 万 6,000 円の計上で、こども誰でも通園制度事業費補助金と子ども・子育て支援事業費補助金が新たなものでございます。

3 目の衛生費国庫補助金は、21 万円増額の 1,275 万 4,000 円の計上です。

4 目の農林水産業費国庫補助金では、新たに空き家対策総合支援事業補助金 800 万円を計上してございます。

5 目の土木費国庫補助金では、2,626 万円減額の 3,100 万円の計上で、道路メンテナンス事業補助金の減と下佐々第 3 団地解体撤去事業の完了に伴う社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

6 目の教育費国庫補助金では、3 億 200 万 8,000 円増額の 3 億 258 万円の計上で、紀美野中学校改修事業と給食調理場建築事業に充当する学校施設環境改善交付金、へき地児童生徒援助費等補助金及びスポーツ公園リニューアル事業に充当する社会資本整備総合交付金を新たに計上してございます。

7 目の災害復旧費国庫補助金では、天文台法面復旧工事に充当するため、新たに公立社会教育施設災害復旧費補助金 2,718 万 9,000 円を計上してございます。

11 ページにわたりまして、3 項 1 目の総務費国庫委託金は、3,000 円減額の 19 万 4,000 円の計上です。

2 目の民生費国庫委託金は、20 万 5,000 円減額の 28 万 4,000 円の計上です。

16 款県支出金、1 項 1 目の民生費県負担金は、133 万 3,000 円増額の 1 億 8,005 万 8,000 円の計上で、主なものとしては、障害者自立支援給付費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金などがあり、また新たに産前産後保険料負担金を計上してございます。

2 目の衛生費県負担金は、前年度と同額の 12 万円を計上しております。

農林水産業費県負担金については、地籍調査事業負担金の減により今年度項目を廃止してございます。

12 ページに移りまして、2 項 1 目の総務費県補助金は、219 万 9,000 円増額の 575 万 4,000 円の計上で、わかやま防災力パワーアップ補助金の増が主な要因でございます。

2 目の民生費県補助金では、258 万 2,000 円増額の 4,957 万 4,000 円の計上で、重度訪問介護利用促進市町村支援事業費補助金の増が主な要因です。

3 目の衛生費県補助金では、17 万 9,000 円増額の 667 万 8,000 円の計上で、新たに妊産婦アクセス支援助成金を計上してございます。

13 ページに移りまして、4 目の農林水産業費県補助金では、2,916 万 7,000 円減額の 4,298 万 6,000 円の計上で、林道改良事業補助金の減が主な要因です。

5 目の商工費県補助金は、前年度と同額の 1 万 9,000 円の計上です。

6 目の土木費県補助金は、前年度と同額の 4 万 2,000 円の計上です。

7 目消防費県補助金は、29 万 2,000 円減額の 178 万 3,000 円の計上です。

8 目教育費県補助金は、1,192 万 4,000 円増額の 1,401 万 9,000 円の計上で、新たに公立学校情報機器整備事業費補助金を計上したことが主な要因でございます。

14 ページに移りまして、3 項 1 目の総務費県委託金では、530 万 7,000 円減額の 1,325 万 1,000 円の計上で、和歌山県議会議員選挙執行委託金の終了によるものが主な要因でございます。

2 目の民生費県委託金は、80 万 3,000 円減額の 25 万 5,000 円の計上です。

3 目の教育費県委託金は、1 万 4, 0 0 0 円増額の 2 6 万 6, 0 0 0 円の計上です。

農林水産業費県委託金は、今年度項目を廃止してございます。

1 7 款財産収入、1 項 1 目の財産貸付収入は、9 1 万 9, 0 0 0 円減額の 1, 2 5 2 万 9, 0 0 0 円の計上です。

2 目の利子及び配当金は、1 7 万 6, 0 0 0 円減額の 1 4 2 万 9, 0 0 0 円の計上です。

1 5 ページにわたりまして、2 項 1 目の物品売払収入及び 2 目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額のそれぞれ 1, 0 0 0 円の計上です。

1 8 款寄附金、1 項 1 目の一般寄附金は、前年度と同額の 1, 0 0 0 円の計上です。

2 目のふるさとまちづくり応援寄附金は、3, 0 0 0 万円増額の 1 億円を計上してございます。

3 目の企業版ふるさと納税寄附金は、7 0 万円増額の 8 0 万円を計上してございます。

1 9 款繰入金、1 項 1 目の財政調整基金繰入金は、5, 8 1 7 万 5, 0 0 0 円増額の 8 億 2 4 6 万円の計上です。

2 目のふるさとまちづくり応援基金繰入金は、1, 0 8 1 万 9, 0 0 0 円減額の 8, 9 9 1 万 9, 0 0 0 円を計上してございまして、高校生世代応援手当支給事業や小中学校給食費無償化事業などに充てられます。

3 目中山間ふるさと・水と土保全対策基金繰入金は、前年度と同額の 2 4 0 万円を計上してございます。

4 目福祉基金繰入金は、1 1 6 万 7, 0 0 0 円減額の 4 5 5 万 9, 0 0 0 円を計上してございまして、出産祝金事業に充てられます。

5 目森林環境譲与税基金繰入金は、1 4 7 万 6, 0 0 0 円減額の 5, 1 3 2 万 2, 0 0 0 円の計上です。

6 目公共施設等整備基金繰入金は、6, 9 6 1 万円減額の 1 億 3, 2 6 4 万 2, 0 0 0 円を計上してございまして、地区集会所 L E D 化事業などの公共施設等の整備や紀美野中学校改修事業などに充てられます。

次の 1 6 ページを御覧ください。

7 目合併振興基金繰入金は、今年度新たに 4 億 8, 4 7 0 万円を計上してございまして、消防庁舎建設事業や給食調理場建築事業などに充てられます。

8 目上芝貞夫文化・教育振興基金繰入金は、今年度新たに 3, 6 9 2 万 6, 0 0 0 円を計上してございまして、スポーツ公園リニューアル事業に充てられます。

20款繰越金、1項1目の繰越金は、前年度と同額の500万円を計上してございます。

21款諸収入、1項1目の延滞金は、前年度と同額の30万円を計上してございます。

2項1目の町預金利子は、前年度と同額の3万円の計上です。

次の17ページにわたりまして、3項1目の雑入では182万9,000円減額の4,898万3,000円の計上で、デジタル基盤改革支援補助金がなくなったことなどが減額の要因でございます。

4項1目の民生費受託事業収入は、136万8,000円減額の216万円の計上で、広域入所受託料でございます。

18ページに移りまして、5項1目の貸付金元利収入については、今年度新たに災害援護資金貸付金元利償還金として24万円を計上してございます。

22款町債、1項1目の総務債は、1億2,710万円減額の6,280万円を計上してございまして、コミュニティバス委託事業や定住促進補助事業などに充てられます。

2目の民生債は、300万円減額の1,700万円を計上してございまして、子ども医療費助成事業などに充てられます。

3目の農林水産業債は、1,090万円増額の1,690万円の計上で、大角地区農道新設事業や農業経営支援事業などに充てられます。

4目の商工債は、前年度と同額の500万円の計上で、シルバー人材センター助成事業に充てられます。

5目の土木債は、1億6,700万円増額の4億7,540万円を計上してございまして、町道釜滝柴目線改良事業、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業などに充てられます。

6目の消防債は、1億8,160万円増額の6億2,890万円を計上してございまして、消防庁舎建設事業や消防通信指令システム等構築事業などに充てられます。

7目の教育債は、今年度新たに7億7,000万円を計上してございまして、給食調理場建築事業やスポーツ公園リニューアル事業などに充てられます。

19ページに移りまして、8目の災害復旧債は、今年度新たに3,910万円を計上してございまして、町道真国宮津川線宮前橋災害復旧事業と天文台法面復旧事業に充てられます。

9目の臨時財政対策債は、1,700万円減額の1,300万円を計上してございます。

これは国による臨時財政対策債の抑制によるものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1款、2款で議会及び総務課関係予算の説明に移らせていただきます。

予算に関する説明書の20ページをお開きいただきたいと思います。

予算説明資料は27ページからでございますので、併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、1款議会費、1項1目の議会費では、346万6,000円増額の7,967万7,000円の計上でございます。この増額の主な要因は人件費の増によるものでございます。

予算に関する説明書の21ページから24ページにわたりまして、2款総務費、1項1目の一般管理費では、2,548万1,000円減額の2億8,182万円の計上です。この予算につきましては人件費と庁舎の維持管理関係の費用が主なものとなっております。一般管理費で計上している一般職の職員数の減によることが主な要因となっております。

24ページの下段から25ページにかけて、2目の文書広報費では469万8,000円増額の1,209万7,000円を計上してございます。

主な増額の要因は、町内の魅力をPRするため、地域おこし協力隊1名を採用し、広報紙やSNSでのさらなる情報発信を行っていくための予算を計上したことによるものでございます。

25ページの下段から26ページにかけて、3目の会計管理費では128万3,000円減額の208万6,000円を計上してございまして、指定金融機関に対して支払う電送為替手数料の減によるものでございます。

26ページ下段から28ページに渡っています5目企画費の中で、地上デジタル放送に関連する経費1,091万7,000円を計上してございます。令和5年度で地上デジタル放送設備の機器更新事業が終了しましたので、前年度と比較して6,268万1,000円の減額となっております。また、デジタル技術を活用した住民サービスの向上等、行政事務の効率化を進めるためのDX推進事業に関連する経費として594万6,000円を計上してございます。

28ページ下段から29ページにわたりまして、6目の電子計算費298万8,000

0円減額の1億123万5,000円の計上でございます。

光ケーブルとLANケーブルなどの違う媒体を接続する際に信号変換を行うメディアコンバータの更新工事の終了等によりまして減額となっております。

31ページから32ページにわたりまして、8目の自治振興費で8,111万1,000円減額の9,643万5,000円の計上でございます。東野集会所新築関連事業の終了に伴う減額等によるものでございます。

また、高齢者タクシー等補助金につきましては、補助額を1人当たり1万2,000円から1万8,000円に増額してございます。

33ページにわたりまして、9目の交通安全対策費では、174万円減額の432万2,000円を計上してございます。道路反射鏡設置工事や防犯灯設置及び修理費補助金などを計上してございます。

10目の諸費では、1万7,000円減額の129万6,000円の計上です。

33ページ下段から35ページにわたりまして、11目の防災諸費では、4,928万5,000円減額の5,872万8,000円を計上してございます。

減額要因といたしましては、防災行政無線の無線送受信装置の老朽化に伴う防災行政無線設備機器更新工事が終了したことによるものでございます。また、自主防災組織の資機材を充実するため、1組織当たり20万円の自主防災組織活動補助金を新たに計上してございます。

少しページが飛びまして、38ページ下段から39ページをお開きいただきたいと思います。

ここからの4項選挙費は、選挙管理委員会書記長として説明させていただきます。

4項選挙費、1目の選挙管理委員会費は、22万1,000円減額の32万6,000円を計上してございます。

和歌山県議会議員選挙費及び町議会議員一般選挙費は、今年度項目を廃止してございます。

39ページ下段から40ページをお開きください。

この6項1目の監査委員費につきましては、監査委員書記として説明させていただきます。

前年度と同額の28万6,000円の計上でございます。

以上、簡単ではございますが、1・2款の議会、総務課関係予算の説明とさせていただきます。

できます。よろしくお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康) それでは、2 款総務費のうち、企画管財課に関係する主な予算について御説明をさせていただきます。

令和 6 年度予算に関する説明書の 2 1 ページをお開きください。

予算説明資料では 2 9 ページからお開きください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。

ここでは、企画管財課の庶務に係る経費と、役場本庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。

まず、2 2 ページを御覧ください。

1 0 節需用費の消耗品費 2 6 5 万 7, 0 0 0 円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙並びに一般事務用品 1 7 1 万円が含まれてございます。

次に、燃料費 2 6 0 万 5, 0 0 0 円の中には、本庁舎の冷暖房用 L P ガス 2 2 3 万 5, 0 0 0 円が含まれてございます。使用料の減により、前年度比 6 3 万円の減となっております。

次に、印刷製本費 2 6 9 万 1, 0 0 0 円の中には、コピー料金並びに業務に使用する封筒などの印刷費として 2 3 9 万 1, 0 0 0 円が含まれてございます。

次に、電気料 3 1 0 万円につきましては、役場本庁舎で使用するものでございます。使用料の減により、前年度比 6 9 万 5, 0 0 0 円の減となっております。

次に、2 3 ページを御覧ください。

修繕料 6 7 万円の中には、本庁舎及び庁舎備品の修繕料として 6 0 万円が含まれてございます。

次に、1 1 節役務費、電話料 1 6 8 万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金でございます。前年度比 1 2 万円の減額となっております。

1 2 節委託料でございます。ここには、役場本庁舎の設備機器などの維持管理に係る各種委託料を計上してございます。

続いて、2 4 ページをお開きください。

1 3 節使用料及び賃借料のうち、借地料 4 3 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、役場

本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。

続いて、飛びまして26ページを御覧ください。

4目財産管理費でございます。

ここでは、町が管理する建物などの財産の維持管理に伴う経費を計上してございます。本年度1,900万7,000円、前年度比5,768万6,000円の減額となっております。

これにつきましては、減額となった主なものといたしまして、令和5年度に予算を計上しております旧長谷小学校解体撤去工事関連業務の伴う費用が主な減となった要因となっております。

10節需用費のうち、修繕料249万4,000円につきましては、町有施設等の修繕料を計上してございます。

次に、11節役務費のうち、火災保険料669万7,000円につきましては、役場本庁舎、集会所、学校、消防本部等、町が所有する208施設が保険の対象となっております。

自動車損害保険料350万6,000円につきましては、町が所有する公用車142台分に係る保険料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料でございますが、借地料74万8,000円につきましては、各種施設7施設の借地料でございます。

次に、14節工事請負費でございますが、かじか荘高压交流気中負荷開閉器設置工事費367万4,000円につきましては、かじか荘に設置している高压受電設備から、電力会社の配電線への波及事故を防止するために設置する高压交流気中負荷開閉器設置工事費を計上してございます。

続いて、5目企画費でございます。本年度1億8,198万円。前年度比7,603万7,000円の減額となっております。

これにつきましては、減額になった主な要因といたしまして、神原開発に伴う一部事業の完了に伴う費用が主な要因となっております。

企画管財課に関係する部分では、1節報酬は、長期総合計画審議会委員、総合戦略審議会委員及び道の駅検討委員会委員の報酬、合計66万円を計上してございます。

次に、12節委託料のうち、施設管理委託料957万円、これにつきましては、かじか荘の指定管理委託料でございます。

また、ふるさと納税支援業務委託料4,996万5,000円、これにつきましては、ふるさと納税関連業務に関する業務を委託する費用でございます。また、道の駅検討支援業務委託料1,174万8,000円、これにつきましては、現在道の駅整備に向けて必要な機能や整備手法などの民間事業者の意見を取り入れながら検討を行い、今後の整備方針について基本計画を策定するための支援業務を委託する費用でございます。

続いて、28ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金のうち、総合的な子育て支援対策として、結婚に伴うスタートアップ時の費用に対する補助として、結婚新生活支援事業補助金150万円、民間資金を活用した賃貸住宅の整備を促進するために、建設工事費の一部を補助する民間賃貸住宅整備促進補助金1,200万円、子育て・新婚世帯などへ制度の拡充をした定住促進補助金1,760万円を計上してございます。

続いて、飛びますが33ページをお開きください。

10目諸費でございます。

11節役務費、賠償保険料72万9,000円、この保険につきましては、町などが所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、39ページをお開きください。

5項統計調査費、1目指定統計費でございます。

これにつきましては、統計法に基づいて令和7年2月1日現在の基準日で、本年度に実施する。農林業センサスなどに係る調査員の報酬費など必要経費でございます。本年度202万円となっております。

以上、簡単ではございますが、2款総務費の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長(美野勝男) 湯上まちづくり課長。

(まちづくり課長 湯上増巳 登壇)

○まちづくり課長(湯上増巳) それでは、第2款でまちづくり課及び支所費関連の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の28ページをお開きください。

併せて予算説明資料36ページを御覧ください。

まちづくり課関連では、2款1項5目企画費、18節の負担金、補助及び交付金の下から2行目の奨学金返還助成金です。264万円の計上で、前年度比874万5,000円の減額となります。減額理由は、支給対象者の減で、前年度は新規事業であり対象者の把握が困難でありましたが、令和5年度申請者の実績により、令和6年度予算を計上しています。この助成金は奨学金返還金の就労初期における経済的負担を軽減することにより、町内への定住を促すことを目的とした助成金で、前年度からの事業となります。助成額は年間上限12万円で、町内で就業または起業の方に対しては、年間上限24万円とするものです。対象年齢は30歳未満の方となります。

次に、美里支所長として支所費の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の29ページをお開きください。

併せて予算説明資料37ページを御覧ください。

2款1項7目支所費です。前年度予算額1,518万6,000円の計上で、前年度1,700万5,000円に比べ181万9,000円の減額となります。減額の主な要因は30ページの電気料で74万7,000円の減額、前年度計上の工事請負費で98万8,000円の減額によるものです。

会計年度任用職員1名の雇用と支所維持管理のための需用費、役務費、委託料、使用料が主な経費となっております。

以上、簡単でございますが、まちづくり課及び支所費関連の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(まちづくり課長 湯上増巳 降壇)

○議長（美野勝男） 坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長（坂 昌美） それでは、私からは2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費と2目賦課徴収費について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の35ページから36ページを御覧ください。

説明資料では43ページから44ページでございます。

1目税務総務費は、4,466万7,000円で、昨年度と比較いたしまして、254万4,000円の増額でございます。主な内訳でございますが、人件費の増加によるものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の３６ページを御覧ください。

説明資料では４４ページから４６ページ上段でございます。

２目賦課徴収費３,５５４万８,０００円で、昨年度と比較いたしますと２９３万５,０００円の増額でございます。主な内訳でございますが、委託料の電算処理費で固定資産税の評価替えに伴う処理委託料での増と、また定額減税に伴う住民税システム改修費用及び森林環境税開始に伴う証明書コンビニ交付システム改修費用として電算システム改修委託料の増が主な要因となります。また、固定資産路線価評価業務委託料について昨年度と比較いたしまして２０６万８,０００円の減額となっております、これにつきましては、３年ごとに伴う評価替えの委託内容が異なるためでございます。

以上、税務課に関する当初予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） それでは、２款のうち、住民課関連の予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の３７ページ中段を御覧ください。

説明資料は４６ページからとなります。

３項１目住民基本台帳費でございます。本年度の予算額３,８１０万円で、前年度比３８３万７,０００円の増額となっております。主な増額の要因は、人勸及び会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う人件費の増額並びに住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改に伴う保守委託料及びリース料の増額によるものでございます。

大きく増減のあるものを中心に御説明をさせていただきます。

１節報酬は１９７万４,０００円で、前年度比１７万８,０００円の増、２節給料は１,０６２万３,０００円の計上で３２万５,０００円の増、３節職員手当等は６７９万３,０００円で９８万８,０００円の増、４節共済費は３１５万４,０００円の計上で３１万円の増額計上、これらは主に人勸及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給による増額でございます。

３８ページを御覧ください。

１２節委託料で６６４万９,０００円で、前年度比３５万１,０００円の増額計上でご

ざいます。増額の要因は、令和5年度の電算システム改修委託料52万5,000円が皆減しておりますが、住基ネットシステム機器更改に伴う電算システムの保守委託料が80万6,000円増額になったことによるものでございます。

13節使用料及び賃借料は762万9,000円の計上で、前年度比189万2,000円の増額計上となります。主に、住基ネットシステム機器更改に伴う電算のハードウェアリース料が新たに発生することが要因でございます。

以上、簡単でございますが、戸籍住民基本台帳費の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時03分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時27分)

○議長（美野勝男） 次に、第3款から第4款について説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、保健福祉課関連の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の40ページをお願いします。

なお、予算説明資料は49ページからとなりますので、併せて御覧ください。

3款民生費でございます。

41ページにかけての1項1目社会福祉総務費は7,087万5,000円の計上で、前年度より412万6,000円の増額です。7名の職員の人件費を計上しており、現状と同数ですが、当初予算比較で職員1名増に伴い人件費が749万円の増額となっていることが増額の主な要因です。

なお、18節負担金、補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金は、地域福祉活動計画の策定が完了したこと及び職員の定年に伴い、337万7,000円減額の2,124

万5,000円の計上となっております。

次に、41ページから43ページにかけての3目老人福祉費は5,662万1,000円で、前年度より685万9,000円の減額です。

18節負担金、補助及び交付金のやすらぎ園負担金は、やすらぎ園建設のための借入金の完済のため、509万7,000円の減額となっていることが減額の主な要因です。

次に、43ページから45ページにかけての4目障害者福祉費は3億5,857万1,000円で、前年度より1,263万4,000円の増額です。

1節報酬で障害者の区分認定調査業務のため、会計年度任用職員を雇用するため、321万9,000円の計上。また、19節扶助費で介護給付費・訓練等給付費及び障害児給付費で対象者数が増えており、738万円の増額となっていることが増額の主な要因です。

続いて、46ページから47ページにかけての9目総合福祉センター管理運営費は、2,296万2,000円、10目長谷毛原健康センター管理運営費は259万2,000円の計上です。

12目介護保険事業費は2億7,671万5,000円で、前年度より1,375万9,000円の減額となっております。

続いて、48ページから50ページにかけての2項1目児童福祉総務費は7,198万1,000円の計上で、前年度と比較し724万3,000円の増額です。

当初予算比較では、職員数を1名から3名に増員したことが主な増額理由です。

なお、令和6年度より月2回、ひきこもり支援拠点ののぞみや児童館を活用して、不登校など様々な悩みを持つ子どもや保護者が相談できる居場所づくりの場を提供してまいります。

また、19節扶助費では、県の補助事業である在宅育児支援給付事業が廃止されますが、町単独で支援している在宅で保育をする保護者に対して、月3万円の支給を行っている在宅育児手当支給事業の対象範囲を広げ、支援してまいります。

次に、51ページの3目母子福祉費は、前年度と同様12万1,000円の計上です。

次に、53ページにかけての4目こども園費は、2億2,680万9,000円で、前年度と比較して2,154万9,000円の増額となっています。親の就労要件を問わずこども園を利用できる、こども誰でも通園制度の開始に伴い、保健師2名人件費808万5,000円の増額及びきみのこども園の通路用の屋根設置工事に係る設計監理委託

料及び工事費で653万4,000円の計上が主な増額要因でございます。

次に、54ページから55ページにかけての7目児童手当は9,118万9,000円で、前年度より2,152万3,000円の増額です。国のこども未来戦略方針により、児童手当は令和6年10月分から所得制限の撤廃、中学生までから高校生世代まで延長、多子世帯へ増額支給と拡充されます。

次に、56ページにかけての3項1目災害救助費は25万1,000円の計上です。

次に、4款衛生費です。56ページから57ページにかけての1項1目保健衛生総務費は7億1,143万5,000円の計上です。前年度より1,750万6,000円の増額ですが、保健福祉課業務では、健康増進計画策定業務終了に伴い363万円の減額となっております。

2目予防費は2,590万7,000円で、前年度より507万8,000円の増額となっております。

19節扶助費の予防接種費用助成金592万5,000円のうち、540万円を計上し、令和6年度から50歳以上の方を対象に带状疱疹のワクチン接種の助成を行います。

次に、59ページにかけての4目母子衛生費は1,246万9,000円の計上で、前年度より105万3,000円の増額となっています。

18節負担金、補助及び交付金で、妊産婦アクセス支援助成金46万円を計上しております。令和6年度から、妊産婦の経済的負担や不安軽減のため、国・県の補助事業で分娩医療機関までの距離が20キロ以上の妊産婦に交通費助成を行いますが、それに加え、分娩医療機関までの距離が20キロ未満の妊産婦に対しても、町単独で助成してまいります。

次に、60ページから61ページにかけての5目成人保健対策費は3,534万円の計上で、前年度より295万9,000円の減額です。

1節報酬では、職員の育休からの復帰により、会計年度任用職員1名減により148万円の減額、また12節委託料の各種健診委託料では、胃がん検診の内視鏡検査（胃カメラ）が2年に1回の検査で、令和6年度は受診者数が減少見込みのため、135万8,000円の減額が主な減額理由でございます。

以上、簡単ですが、3款、4款の保健福祉課関連予算の説明とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

○議長（美野勝男）

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長(東浦功三) それでは、3款、4款の住民課関連の予算について御説明をさせていただきます。

 予算に関する説明書の41ページを御覧ください。

 説明資料のほうは49ページからでございます。

 3款1項2目国民年金事務費です。

 国民年金の受付事務等の予算として、職員1名の人件費と事務用消耗品費などが主なものでございます。本年度457万9,000円で70万5,000円の増額となっております。これにつきましては、職員の人勧及び昇給に伴う人件費の増額でございます。

 説明書の45ページでございます。

 説明資料のほうは54ページ下段でございます。

 5目老人医療費です。

 本予算は、67歳から70歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費助成に関する予算でございます。本年度20万1,000円で、前年度と同額の予算計上でございます。

 続いて、6目重度心身障害者医療費です。

 一定以上の障害のある方に対する医療費助成に関する予算でございます。本年度5,094万9,000円、前年度比6万8,000円の増額です。

 11節役務費、郵便費の増額によるものでございます。

 続いて、7目子ども医療費です。

 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に対する医療費助成で、主に医療費扶助に関する予算でございます。本年度2,126万7,000円、前年度比4万4,000円の増額計上でございます。

 11節の役務費、郵便料の増額によるものでございます。

 46ページにかけて、8目ひとり親家庭医療費です。

 ひとり親家庭に対する医療費補助に関する予算でございます。本年度717万8,000円で、どの科目も前年度と大きく変わりはありません。

 47ページをお願いします。

 説明資料は57ページ下段でございます。

 11目国民健康保険事業費です。

国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。本年度１億１,６２１万７,０００円、前年度比１０３万１,０００円の減額計上でございます。減額の主な要因は保険基盤安定負担金の減額によるものです。

４８ページ上段にかけて、１３目後期高齢者医療費です。

県後期高齢者医療広域連合への事務費分担金と、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。本年度２億６,９７３万９,０００円、前年度比５０６万８,０００円の増額計上でございます。増額の要因は保険基盤安定負担金の増による２７節繰出金の増額によるものでございます。

続いて、４款を説明いたします。

５６ページ下段をお願いいたします。

説明資料のほうは６８ページからでございます。

４款衛生費、１項１目保健衛生総務費、この１８節の海南海草食品衛生協会負担金につきましては、前年度と同額の３万６,０００円、５７ページ上段の野上厚生病院負担金６億７,９２３万４,０００円でございます。前年度比２,２７１万１,０００円の増額計上でございます。普通交付税及び特別交付税の増額が見込まれることによるものでございます。

５８ページの下段をお願いします。

説明資料は７１ページ上段のほうにございます。

３目母子衛生費の１９節扶助費の未熟児養育医療費扶助費で、前年度と同額の９０万円を計上しております。

次に、５９ページ、４款１項４目環境衛生費でございます。本年度１億４,２８５万３,０００円、前年度比１,４６１万２,０００円の増額計上です。職員２名及び会計年度任用職員１名の人件費や、不法投棄ごみ対策に係る経費、五色台広域施設組合負担金、住宅用省エネシステムに係る補助金、老朽危険空家除去工事補助金、簡易水道事業会計への補助金及び出資金が主な内容です。

私からは、住民課所管の予算について説明をいたします。

１節報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費につきましては、人勧並びに会計年度任用職員の勤勉手当の支給もございまして、いずれも増額計上となっております。

６０ページの１８節負担金、補助及び交付金は、五色台広域施設組合負担金１,０５１万９,０００円で、前年度比２０万４,０００円の増、同じく建設負担金は５６万２,

０００円で、前年度比４３万１，０００円の減額計上となっております。住宅用省エネシステム普及推進事業補助金は１０４万円の計上で、前年度比５６万円の減額計上です。これは実績に基づく減額をしたことによるものでございます。

老朽危険空家除去工事補助金は、前年度と同額の１，０００万円の計上でございます。

６１ページ中段を御覧ください。

６目公害対策費です。

説明資料のほうは、７３ページ中段のほうでございます。

１８節貴志川水質保全対策連絡協議会負担金は、前年度と同額の５万２，０００円です。

７目診療諸費です。国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金で本年度、予算額４，３９９万４，０００円、前年度比２３７万５，０００円の増額計上です。これにつきましては、前年度の僻地診療所運営に伴う調整交付金の実績値を基に計上してございます。

続いて、４款２項１目清掃総務費です。

主に、１８節の負担金、補助及び交付金の海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合への負担金が主な予算でございます。本年度予算額１億２，８５０万９，０００円、前年度比５７６万６，０００円の増額計上でございます。主な増額の要因は、先ほど申しましたとおり、次のページ上段の海南海草環境衛生施設組合負担金で１０４万４，０００円の増、紀の海広域施設組合負担金で４８８万８，０００円の増額となっております。

続いて、２目塵芥処理費です。

主に、ごみ収集運搬処理に関する予算でございます。本年度予算７，５１４万９，０００円、前年度比１６万５，０００円の減額で、ほぼ前年度並みの計上となっております。

１節報酬及び３節職員手当等において、会計年度任用職員３名分の人件費が人勤及び勤勉手当の支給により２０５万１，０００円の増額となっておりますが、１４節工事請負費において、前年度実施の吉見かんがい設備ポンプ等の更新工事分２１７万９，０００円が減額となっております。

以上、３款、４款の住民課関係予算の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（住民課長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） それでは教育課関係で、前年度当初予算と比較して増減額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

令和6年度予算に関する説明書は50ページからになります。

予算説明資料では60ページからになります。

まず、予算に関する説明書の53ページ、54ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、5目児童館運営費で、本年度予算額が721万3,000円で、対前年度比1,391万8,000円の減額となっております。

こちら、昨年度、小畑児童館の解体撤去に係る予算、12節委託料、14節工事費合わせて1,505万9,000円を計上していたことによる減額となっております。

続きまして、54ページになります。

6目学童保育費で、本年度予算額が2,883万1,000円で、対前年度比103万9,000円の増となっております。学童保育業務に係る行政事務等包括業務委託料におきまして、勤勉手当分78万8,000円増の2,703万9,000円を計上いたしております。

また、小川小学校から野上学童保育所への通所車両利用回数の増加により、送迎委託料25万1,000円増額の116万9,000円の予算を計上いたしております。

以上、教育課関係での予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（教育次長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、建設課関連の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の63ページをお願いいたします。

説明資料は75、76ページでございます。

4款衛生費、2項3目し尿処理費1,459万6,000円は、合併処理浄化槽設置補助金事業に係る経費でございまして、前年度より1,000円の増額となっております。これは、県浄化槽普及促進協議会負担金の事業費割分1,000円の増額によるものでございます。なお、浄化槽設置補助金として1,456万4,000円の計上は、5人槽

で32基分、6から7人槽で6基分、8から50人槽で2基分、合計40基分を計上しております。

また、単独浄化槽の撤去に係る補助金を各槽につき、1基分ずつ計上しております。

以上、簡単ではございますが、し尿処理費の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） それでは、水道課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書60ページを御覧ください。

資料のほうは71ページでございます。

4款衛生費、1項4目18節負担金、補助及び交付金のうち、東部簡易水道事業会計補助金5,159万8,000円の計上につきましては、昨年度までは特別会計でございましたので、繰出金に一括計上しておりました。今年度からは、公営企業会計に移行されたことに伴い、収益的収支予算に対する一般会計からの繰出しについては補助金となります。収益的収支に対する不足額を補助金として計上してございます。

同じく西部簡易水道事業会計補助金1,173万2,000円につきましては、児童手当及び企業債利子の交付税算入分、基準繰入額を計上してございます。

23節投資及び出資金では、東部簡易水道事業会計に対し、資本的収支予算での不足額3,747万5,000円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、水道課関係予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、第5款から第6款について説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、私からは5款農林水産業費と、6款商工費の産業課の関係分の予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の63ページを御覧ください。

予算説明資料につきましては、77ページからとなります。

63ページの下段から64ページにかけて、5款1項1目農業委員会費1,944万8,000円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。

前年度より104万7,000円の増額となっております。主な増減理由は、職員及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等の人件費の増によるものでございます。

続きまして、65ページの5款1項2目農業総務費1,682万5,000円は、人件費や農業関係団体に対する経費でございます。

前年度より164万4,000円の減額となっております。主な理由は、人事異動に伴う給与職員手当等及び共済費の減額によるものでございます。

続きまして、66ページの5款1項3目農業振興費6,147万2,000円は、農業の振興に関する経費で、産品加工所、雨山の郷公園の運営管理に係る経費、並びに農業経営支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業などの経費でございます。

前年度より700万6,000円の減額となっております。主な減額理由は67ページの18節負担金、補助及び交付金で、ここには記載してございませんが、昨年度までございました次世代人材育成投資資金は対象者がなしとなりましたので150万円の減額、またニホンジカ管理捕獲事業につきましては、県が事業を廃止したことにより54万円の減額となっております。

18節内の2行目、農業経営支援事業は昨年度の実績などを勘案しまして150万円減額、3行目の中山間地域等直接支払交付金は、対象面積の減少により101万円の減額、4行目の新規就農者育成総合対策事業は、前年度の実績を考慮し150万円を減額、次の山椒の苗木購入補助事業につきましては、申請者が減少してきてございましたので、昨年度の実績を考慮しまして48万円を減額してございます。

少し飛びまして、69ページ下段から70ページにかけて、5款2項1目林業総務費8,956万7,000円は林業関係全般に係る経費で、職員給与、森林経営管理事業、森林関係団体への補助金などで、産業課と建設課の予算が含まれてございます。

林業総務費は、前年度と比較しまして917万2,000円の増額となっております。理由でございますが、70ページの10節需用費で電気、水道、修繕費などで154万8,000円を増額、11節役務費で電話代や浄化槽の清掃手数料などで69万4,000円を増額してございます。これらは、美里支所横にあります資源開発センターの

1 室を林業地域おこし協力隊の事務所とするための経費でございます。

次に、70ページの12節委託料の2行目、森林経営調査業務委託料で、事業量等の増によりまして、184万5,000円を増額してございます。

71ページの3行目、地域活性化支援業務委託料は育林従事者の確保と育成が急務でございまして、地域おこし協力隊制度を活用し、今年度も2名追加採用し4名体制とするため、855万4,000円を増額としてございます。

その下の自伐型林業普及推進支援事業委託料ですが、町外から林業に関心のある人の呼び込み支援、町民を含め林業を始めたい人及び地域おこし協力隊への指導・育成や研修会の開催などの事業費でございます。昨年度からの内容を一部見直しまして、210万円を減額してございます。

続きまして、72ページでございます。

下段の5款3項1目水産業振興費で300万円を計上してございます。貴志川活性化に取り組むための経費で、昨年度と同額としてございます。

続きまして、73ページ、5款4項1目山村振興総務費でございますが、こちらはまちづくり課の予算が大部分でございまして、産業課は74ページの18節負担金、補助及び交付金の2行目、県山村振興対策協議会の6万5,000円、次の行の紀の国ふるさとづくり協議会の1万円、8行目の町農林商工まつり実行委員会補助金の250万円、75ページにかけまして、次の紀美野町ふるさと村運営協議会の30万円の各種団体への補助金でございます。

続きまして、6款1項1目商工振興費で3,552万2,000円は、前年度より1,501万7,000円の減額となっております。

主な増減理由は、人事異動に伴う人件費で249万7,000円の増額、18節の負担金補助金及び交付金で、そちらに記載はございませんが、昨年度までございました機械設備修繕等事業補助金が今年度よりなくなりましたので、1,500万円を減額してございます。

また、創業支援事業補助金につきましては、昨年度の実績を考慮しまして340万円の減額としてございます。

続きまして、6款1項2目観光費は3,865万7,000円で、591万3,000円の増額となっております。

主な理由は、人事異動により244万4,000円の増額、77ページの12節の委

託料の５行目に、イメージキャラクター着ぐるみ製作委託料で７９万５,０００円を計上してございます。これは、きみちゃんの着ぐるみが１２年以上経過し、部品が取れるなど、毎回問題が生じてございましたので、今年度におきまして作り直すものでございます。

続きまして、７７ページから７８ページにかけて、１８節負担金、補助及び交付金で７８ページの一番下の観光協会補助金でございます。

こちらで３００万円を減額してございます。昨年度は、コロナ対策や経済対策として観光プロモーション事業やワーケーション事業などを実施してございましたが、今年度はございませんので、その分の減額となっております。

次に、２７節繰出金１,５８９万円ですが、５４８万９,０００円の増額となっております。これは、のかみふれあい公園への繰出金でございまして主な増加理由は、公園の使用料収入の減額を見込んだことと、歳出でパートタイム任用職員の人件費が増額となったためでございます。

以上、簡単ではございますが、産業課関連の予算の説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） それでは、建設課関係の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の６７ページからをお願いいたします。

また、説明資料は８０ページからをお願いいたします。

５款農林水産業費、１項４目耕地総務費でございます。

本年度は、２,８２０万７,０００円を計上しております。前年度より９２万１,０００円の増額となっております。県土地改良事業団体連合会などの負担金や令和６年度から公営企業会計へ移行する農業集落排水事業会計への補助金や出資金などを計上してございます。

２節から４節で職員１名分の給料や諸手当等を計上しております。主な要因といたしまして、農業集落排水事業の公営企業会計移行に伴う補助金や出資金などの増額によるものです。

続きまして、説明書の６８ページ、説明資料は８１ページをお願いいたします。

5目農業用施設維持費です。

農道や用水路等の維持補修工事費500万円と、農道補修の生コンクリートやU字溝等の農業用施設補修用材料費300万円で、本年度も前年度と同額の800万円を計上しております。

次に、説明書の68ページ下段から69ページにかけての6目地籍調査事業費です。

説明資料は81ページからをお願いいたします。

本年度予算3,683万3,000円を計上しております。前年度より3,691万9,000円の減額となっております。

主な要因は、国のほうで令和5年度補正予算が前倒しでついたため、事業実施に係る主たる経費の委託料などを3月補正予算で計上したことによるものです。

なお、3月補正予算で計上した補正分で、滝ノ川の一部、毛原上の一部、長谷宮の一部の1年目工程の2.64平方キロメートルの現地調査など、毛原中、毛原上の一部、長谷宮の一部の2年目工程3.46平方キロを実施することとしてございます。

1節報酬といたしまして、会計年度職員の報酬を計上しております。

2節から4節で職員4名分の給料や、職員と会計年度職員の諸手当等を計上しております。

1.2節委託料としまして、地籍情報データの異動修正に係る業務委託料134万8,000円を計上しております。

1.8節負担金、補助及び交付金として9万円を計上しています。全国国土調査協会費など負担金等でございます。

次に、69ページ下段、説明資料は82ページでございます。

7目農業用施設整備事業費でございます。

大角地区農道測量設計業務委託料で1,200万円の増額計上です。これは渡瀬橋が昨年6月豪雨災害により流失したため、大角地区から要望を受け、農道に係る測量設計を行うものでございます。

続きまして、説明書の69ページから71ページにわたって、また説明資料は82ページ、83ページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費の建設課関係分は、2節から4節で、職員1名分の給料や職員の諸手当等を計上しております。

また、1.8節負担金、補助及び交付金のうち、治山林道協会分担金14万円は、前年

度と同額の計上でございます。

次に、説明書の71ページから72ページをお願いいたします。

2目林道維持費です。

説明資料は84ページです。

本年度1,010万3,000円を計上しております。前年度より49万5,000円の増額となっております。

主な要因は、会計年度職員の3節職員手当等に係る経費等であり、林道の維持補修に係る工事費のほか、アスファルト舗装用の補修用レミファルト、冬場の路面凍結防止剤等の購入費用などを計上しております。

続きまして、72ページ中段、説明資料は84ページでございます。

3目林道整備事業費としまして1,065万円を計上しております。

前年度より5,005万円の減額となっております。これは地方創生道整備交付金事業に伴う林道整備事業費として、林道毛原勝谷線の整備事業を継続するための経費でございます。

14節工事請負費で、前年度より5,005万円減額し、計上しております。

主な要因につきましては、令和5年度をもって、林道毛原下滝ノ川線舗装工事事業が完了したことや、令和6年度で終了予定の林道毛原勝谷線道路改良工事についても、最終年度の工事延長が140メートルとなったことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、建設課所管の5款農林水産業費の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) 湯上まちづくり課長。

(まちづくり課長 湯上増巳 登壇)

○まちづくり課長(湯上増巳) それでは、第5款のまちづくり課関連の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の73ページをお開きください。

併せて、予算説明資料84ページから86ページを御覧ください。

5款4項1目山村振興総務費について、前年度当初予算と比較して増減額の大きいものを中心に御説明をさせていただきます。

本年度予算額1億2,185万9,000円で、前年度1億874万5,000円に比

べ1,311万4,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、新規計上の移住定住推進空き家改修事業に伴う経費、地域おこし協力隊起業支援補助金の計上が主な理由となります。

第1節報酬、パートタイム会計年度任用職員は762万7,000円の計上で、前年度比495万5,000円の減額となります。集落支援員3名分の給料と超過勤務手当となります。減額理由は、雇用型で計上していた地域おこし協力隊員が委託型へと移行したためでございます。

第10節需用費は466万5,000円の計上で、前年度比105万8,000円の減額となります。修繕料の45万6,000円の減額が主な理由となります。

続きまして、73ページから74ページにかけまして、第11節役務費は227万円の計上で、前年度比92万4,000円の増額となります。増額の主な理由は、地域おこし協力隊募集に係る広告料で、155万3,000円の計上となります。

次に74ページ、第12節委託料は2,022万3,000円の計上で、前年度比785万3,000円の増額となります。増額の主な要因は、地域活性化支援業務委託料で、前年度比621万6,000円の増額の1,781万円の計上となります。これは委託型の地域おこし協力隊員5名分の委託料で、前年度より2名増に伴う増額となっております。

また、新規事業の移住定住推進空き家改修事業に伴う経費で工事設計監理業務委託料で160万円、既存住宅状況調査委託料で20万円、それぞれ新規の計上となります。この事業は、町が空き家所有者から空き家を借り上げ、町が改修して移住者に貸し出すという事業であります。

第13節使用料及び賃借料は519万9,000円の計上で、前年度比111万4,000円の減額となります。減額の主な要因は、地域おこし協力隊の減に伴う経費の減額となります。システムソフト等使用料、住宅借上料、機器等借上料の減額が主な要因となります。

第14節工事請負費は1,440万円の計上で、前年度比997万8,000円の増額となります。前年度計上の短期滞在施設改修工事442万2,000円の減額と新規事業の移住定住推進空き家改修事業の工事費2件分1,440万円の計上が増額の要因となります。

続きまして、74ページから75ページにかけまして、第18節負担金、補助及び交

付金で本年度予算額 2,556 万 2,000 円のうち、まちづくり課分では 2,268 万 7,000 円の計上で前年度比 134 万 9,000 円の増額となります。

主なものは、74 ページ下から 4 行目の移住者相談等支援補助金は新規の計上で、移住者が当町を訪問する際の交通費、宿泊費の一部を補助するもので、1 件 1 万円で 30 件、30 万円を計上しております。

75 ページ 2 行目、小川地域棚田振興協議会への補助金で、前年度比 50 万円減額の 150 万円を計上、移住推進空き家リノベーション補助金で空き家改修、空き家建物調査ともに前年度と同様の 7 件、735 万円を計上、創業を夢見る人や地域への学びや理解を深めたい学生さんたちに向けた地域づくり学校運営支援補助金は前年度と同額の 150 万円を計上、まちづくり推進協議会補助金は、前年度と同額の 250 万円を計上、まちづくり支援補助金は前年度比 20 万円減額の 270 万円を計上しております。これは地域のまちづくり活動に主体的に取り組む町内の団体に対する補助で、前年度と同様の 7 団体への補助を見込んでおります。

空き家活用促進奨励金は、前年度比 25 万円増の 65 万円を計上、これは空き家のお片づけ補助金で 1 件増の 5 件、50 万円と、新たに登記費用の助成として 3 件で 15 万円を計上しています。

定住奨励金は前年度と同額の 225 万円を計上、卒隊する 2 名の地域おこし協力隊起業支援補助金として 2 件、200 万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、まちづくり課関連の御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(まちづくり課長 湯上増巳 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、第 7 款から第 8 款について説明を求めます。

米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） それでは、建設課所管の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の 78 ページから 79 ページにかけて、説明資料は 90 ページを御覧ください。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費でございます。

本年度予算 1,530 万円を計上しております。前年度より 56 万 8,000 円の増額

となっております。

主な要因は、18節負担金、補助及び交付金の柴目及び松ヶ峯地区2か所の県営小規模がけ崩れ対策事業町負担金の計上等に係る増額によるものでございます。

2節から4節で職員1名分の給料や諸手当等を計上しております。

13節使用料及び賃借料で、土木積算システムソフトの使用料など172万4,000円を計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金では、各種協議会などの負担金や研修に対する支出費用、県営小規模がけ崩れ対策事業負担金など203万7,000円を計上してございます。

続きまして、説明書の79ページから80ページにかけてをお願いいたします。

説明資料は91ページでございます。

7款土木費、2項1目道路橋りょう維持費でございます。本年度予算1億2,046万9,000円を計上してございます。町道等施設の維持管理に係る経費でございます。前年度より555万9,000円の増額となっております。

主な要因は、会計年度職員4名の報酬や職員手当等や道路管理に係る橋梁の台帳整備のための道路台帳更新委託料の計上などであり、12節委託料として1,332万円の計上は、町道の雑草刈取委託料132万円や、道路台帳更新委託料として適正に橋梁の管理を行うため、橋梁管理に係る台帳整備のための道路台帳システムの更新委託料1,100万円などでございます。

また、13節使用料及び賃借料のシステムソフト等使用料ということで、92万4,000円は道路台帳のクラウド化に伴う使用料でございます。

なお、14節工事請負費として、町道補修及び舗装生活関連工事費といたしまして、昨年度と同額の8,000万円の計上、次に、15節材料費といたしまして、道路の維持補修事業に必要な生コンクリート、アスファルト合材、路面凍結防止剤等の購入費として、前年度と同額の450万円を計上してございます。

次に、説明書の80ページから82ページにかけてをお願いいたします。

説明資料では92ページをお願いいたします。

2目道路橋りょう新設改良費でございます。

本年度予算10億3,582万3,000円を計上しております。前年度より5億5,045万8,000円の増額となっております。

主な要因は、12節委託料で、町道釜滝柴目線道路改良工事に伴うトンネル掘削に伴う振動により、発生が予想される近隣の建物や工作物について、事前に調査を行う町道釜滝柴目線トンネル工事工損事前調査委託料の計上や、14節工事請負費の町道釜滝柴目線道路改良工事費として橋梁上部工事、トンネル関連工事や、河川改修工事などの工事請負費などの増額によるものでございます。

2節から4節で職員4名分の給料や手当等を計上しております。

12節委託料として4,915万円を計上しております。

橋りょう施設の長寿命化を目的とした橋りょう定期点検業務委託料で1,205万円、橋りょう修繕工事測量設計委託料で2,005万円、町道釜滝柴目線トンネル工事工損事前調査委託料で600万円、ロクロシ谷川改修工事測量設計委託料で400万円、町道釜滝柴目線道路改良工事に係る水文観測調査業務委託料として705万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料の借地料105万円は、町道釜滝柴目線道路改良工事に係る借地料でございます。

次に、14節工事請負費として9億5,370万円を計上しております。工事箇所や内容等の違いに伴う増額でございます。

継続的に実施している事業といたしましては、町道釜滝柴目線道路改良工事で7億9,365万円、昨年に続いての町道工業団地1号線舗装改良工事で1,700万円、令和3年度から進めております町道紀州サン・リゾートライン舗装補修工事で4,000万円、八十子橋、蓑原橋、釜滝橋などの橋りょう修繕工事費として1,805万円。また、新たなものとして、坂の谷川改修工事費で3,000万円、長谷川改修工事費で4,000万円、ロクロシ谷川改修工事費で1,500万円を計上してございます。

続きまして、説明書の83ページ、説明資料は93ページをお願いいたします。

7款4項公園費、1目公園費でございます。

本年度予算145万2,000円を計上しております。これは、くすのき公園の維持管理に係る経費でございまして、前年度より30万円の増額となっております。

主な要因として、11節役務費の遊具点検手数料やトイレ等清掃手数料、12節委託料の年4回分の雑草刈取委託料の増額によるものでございます。

最後に、説明書の83ページ下段から84ページ、説明資料は94ページを御覧ください。

7 款 5 項建設残土処理費、1 目建設残土処理費です。本年度は 4,603 万 3,000 円を計上して行います。建設残土処分場の運営に係る経費でございます。前年度より 367 万 2,000 円の増額となっております。主な要因は、職員人件費の増額や 12 節委託料の建設残土処理場敷き均し委託料、建設残土処理場管理委託料などに関係する人件費増に伴う増額等であり、2 節から 4 節で職員 1 名分の給料や諸手当等を計上してございます。

10 節需用費では、建設残土処分場に係る公用車の消耗品や燃料費、また、施設運営に係る電気料や修繕料などで 253 万円を計上しております。

また、12 節委託料では、水質検査委託料や受け入れた建設残土の敷き均しや転圧、搬入路の塵埃防止の散水作業費用や搬入車両の重量の計測、伝票等の管理業務費用、2 年に 1 回のトラックスケール定期点検手数料など 3,090 万 1,000 円を計上しております。

次に、14 節工事請負費として、処理場内の維持整備費用などに係る経費といたしまして 500 万円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、建設課関係の土木費の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私からは 7 款土木費の企画管財課に関する予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の 82 ページをお開きください。

予算説明資料では 93 ページをお開きください。

7 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費でございます。

本年度 1,931 万 2,000 円、前年度比 4,038 万 2,000 円の減額となっております。

これにつきましては、令和 5 年度に実施いたしました下佐々第 3 団地解体撤去工事関連事業が終了したことに伴う減額が主な要因となっております。

10 節需用費で修繕料 600 万円を計上してございます。

これにつきましては、町営住宅の建物及び設備の修繕費用として 600 万円を計上し

てございます。

続いて、13節使用料及び賃借料でございますが、町営住宅などの借地料として413万4,000円を計上してございます。前年度比38万9,000円の減額となっております。

これにつきましては、令和5年度に実施しました下佐々第3団地解体撤去工事関連事業が終了したことに伴い、下佐々第3団地の地権者にお借りしてた土地を返還したことに伴う減額が要因となっております。

以上、簡単ではございますが、7款土木費の企画管財課に関する予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、令和6年度予算に関する説明書の85ページから90ページまでの8款消防費、1項消防費、1目常備消防費と2目非常備消防費、3目水防費について、前年度と比較しながら、主立ったもののみ御説明をさせていただきます。

説明資料は95ページから103ページとなります。

それでは、予算に関する説明書85ページをお開きください。

1目常備消防費は、4億6,259万1,000円増額の12億2,515万8,000円となります。

1節報酬は、消防庁舎建設検討委員会委員の方々の委員報酬とパートタイム会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当等は新規採用職員3名を含めた職員40名分となります。

8節旅費が、51万6,000円減額の59万8,000円であります。神戸市消防学校や救急救命九州研修所等での研修予定がございませんので、それに要する旅費が減額の主な要因となります。

次に、10節需用費が、328万3,000円増額の1,431万7,000円であります。新庁舎に必要な荒物雑貨類125万円と新庁舎の2か月分の電気料金88万円、それに新庁舎への移転時に必要な消耗品等40万円が増額の主な要因となります。

次に、86ページを御覧ください。

12節委託料が3,079万円増額の3,855万4,000円となります。

現庁舎から新庁舎へ移設が必要な県総合防災情報システムの関連機器等の移設業務委託料が2,756万2,000円、また消防庁舎新築工事監理業務委託料が382万9,000円増額の675万円となります。

87ページを御覧ください。

14節工事請負費が、3億1,702万円増額の6億9,017万8,000円です。消防庁舎の令和6年度分の新築工事費3億2,895万8,000円の増額と新たに新消防庁舎への光ファイバー引込み工事費385万円を計上いたしております。

一方、昨年度計上いたしました防火水槽設置工事については、令和6年度は予定がありませんので、その費用1,579万8,000円の減額となります。

次に、17節備品購入費が3,772万5,000円増額の4,399万2,000円となります。増額の要因ですが、新消防庁舎に設置する事務用の什器類やカーテン、ブラインド等の室内装飾品並びにコンプレッサー等の購入費用となります。

18節負担金、補助及び交付金は、4,671万円1,000円増額の1億4,708万1,000円です。現状の消防通信指令システムの保守期限が令和6年度末で満了することから、昨年度から新たなシステムに更新しているところですが、そのための負担金が4,037万2,000円増額の1億2,839万5,000円。また、消防救急無線デジタル整備推進協議会負担金も、同設備の再整備が必要なことから880万2,000円増額の1,369万円となります。

一方、県防災総合情報システムの負担金が43万9,000円の減額、さらには令和6年度は新規救急救命士の養成予定、これがございませんので研修負担金243万5,000円の減額となります。

88ページを御覧ください。

次に、2目非常備消防費であります。829万5,000円増額の7,729万9,000円です。

7節報償費が、139万円増額の2,150万2,000円となります。令和6年度は消防操法大会が開催されますので、そのための訓練手当72万円と訓練報償70万円が増額の主な要因となります。

8節旅費は、47万6,000円の減額です。令和6年度は消防団幹部研修がないためでございます。

10節需用費は、139万8,000円増額の591万円です。消防操法大会出場に伴う訓練用品や消防用ホース等々の購入費用、さらには車検対象車両の増加に伴う修繕費が増額の主な要因となります。

89ページを御覧ください。

11節役務費は、23万4,000円の増額です。車検対象車両の増加に伴うものでございます。

14節工事請負費は、46万7,000円の計上です。第15分団と第16分団の詰所付近に新たに砂置場を設置するものでございます。

17節備品購入費は、529万2,000円増額の1,325万3,000円です。消防操法大会用備品と小型動力ポンプ軽積載車1台を新たに整備するものでございます。

90ページを御覧ください。

26節公課費です。12万5,000円の増額ですが、車検対象車両の増加に伴うものでございます。

次に、3目水防費であります、6万2,000円の増額です。

耐久性の強い土のうやブルーシートを購入する予定でございます。また、増額の要因は砂の単価の高騰に伴うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、第9款から最終まで説明を求めます。

曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） それでは、9款教育費から説明させていただきます。

令和6年度予算に関する説明書90ページからになります。

予算説明資料では104ページからでございます。

予算に関する説明書90ページから92ページです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で本年度予算額は6,883万3,000円で、対前年度比301万5,000円の増となっております。職員人件費につきまして給料、手当等の異動により300万4,000円の増額となっております。

続きまして、予算に関する説明書92ページから94ページでございます。

3目教育諸費で、本年度予算額が10億9,425万4,000円で、対前年度比9億

8,968万4,000円の増となっております。

センター方式による給食調理場建設により、10節の需用費、消耗品で食器等の購入費用で1,274万円、12節の工事監理業務委託料で813万3,000円、14節の建築工事費で9億1,000万円、17節の施設用備品で2,165万6,000円の予算を計上いたしております。

令和7年4月に開校する紀美野中学校に係る準備費用としまして、校旗の製作費用や、老朽化した机や椅子の更新費用、紀美野中学校への通学支援のためのスクールバス2台の購入費用など合わせて3,360万円の予算も計上させていただいております。

続きまして、95ページから97ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費で、本年度予算額が1億2,352万7,000円で、対前年度比711万5,000円の減額となっております。職員人件費につきまして、給料、手当などの異動により194万6,000円の減額となっております。

14節工事請負費では昨年度、下神野小学校の外手洗い場の設置など環境整備関連の工事費で148万5,000円を計上していたため減額となっております。

続きまして、97ページから98ページにかけてです。

2目の教育振興費で、本年度予算額が3,685万7,000円で、対前年度比2,686万2,000円の増額となっております。

17節備品購入費で、教職員用指導書の購入費用で669万6,000円、個別最適な学習のためのドリルソフトの購入で211万円、児童用に1人1台整備していますiPadの更新費用で1,438万4,000円の予算を計上いたしております。

続きまして、98ページから99ページにかけてでございます。

3項中学校費、1目学校管理費で本年度予算額が1億7,115万2,000円で、対前年度比6,122万2,000円の増額となっております。

12節委託料で昨年度野上中学校プール解体工事設計監理業務委託料381万7,000円、給食調理場建築工事設計業務委託料で2,762万1,000円を計上していたため減額となりますが、本年度、紀美野中学校改修工事監理業務委託料で349万8,000円を計上いたしております。

14節工事請負費では、昨年度野上中学校プール解体撤去工事費で5,038万円を計上していたため減額となりますが、今年度は令和7年4月の紀美野中学校開校に向けた改修工事費で1億3,277万円を計上いたしております。

続きまして、１００ページでございます。

２目の教育振興費で、本年度予算額が２,５９０万１,０００円で、対前年度比１,６７６万８,０００円の増となっております。

１７節備品購入費で個別最適な学習のためのドリルソフトの購入で１４０万７,０００円、生徒用に１人１台整備しているｉＰａｄの更新費用で１,２４９万６,０００円の予算計上を行っております。

続きまして、１００ページから１０２ページにかけてです。

４項社会教育費、１目社会教育総務費で、本年度予算額は２,１７２万１,０００円で、対前年度比３５４万３,０００円の減額となっております。職員人件費につきまして、職員の１名減による４５２万５,０００円の減額となっております。

続きまして、１０５ページでございます。

５目の文化財保護費で、本年度予算額は１２３万２,０００円で、対前年度比１０７万１,０００円の増となっております。

１２節委託料で、令和５年度まで県文化遺産課から埋蔵文化財遺跡調査のための専門職員の派遣を受けておりましたが、令和６年度から県からの派遣がなくなるため、埋蔵文化財遺跡確認調査・工事立会業務を公益財団法人和歌山県文化財センターへ委託するため、埋蔵文化財調査委託料１０１万１,０００円を計上いたしております。

続きまして、１０６ページから１０７ページにかけてでございます。

７目星の動物園管理運営費で、本年度予算額は６,０３２万２,０００円で、対前年度比１０２万５,０００円の増となっております。職員人件費につきまして給料、手当などの異動により１００万８,０００円の増額となっております。

続きまして、１０７ページから１０９ページにかけてです。

８目文化センター管理運営費で、本年度予算額が３,３１３万９,０００円で、対前年度比１０５万６,０００円の増となっております。パートタイム会計年度任用職員の報酬額の改定、勤勉手当の創設により、２０４万４,０００円の増額となっております。

続きまして、１１０ページから１１１ページでございます。

５項保健体育費、１目保健体育総務費で、本年度予算額が２,１６６万１,０００円で、対前年度比１１９万９,０００円の増額となっております。

職員人件費につきまして給料、手当などの異動により１１０万５,０００円の増額となっております。

続きまして、１１２ページから１１３ページにかけてです。

２目の体育施設管理運営費で、本年度予算額が３億２,７１０万３,０００円で、対前年度比２億８,１１９万１,０００円の増となっております。

スポーツ公園のリニューアルに向け、１２節委託料で工事実施設計業務委託料８,６００万円、１４節工事請負費でスポーツ公園リニューアル工事費２億１,４００万円を計上いたしております。

続きまして、１１３ページから１１４ページにかけてです。

１０款災害復旧費、３項その他公共施設・公用施設災害復旧費、１目その他公共施設・公用施設災害復旧費で、本年度予算額が４,０７８万５,０００円で、対前年度比４,０７８万５,０００円の皆増となっております。

昨年の６月２日の豪雨により、みさと天文台南側の第１駐車場の南西側斜面の土砂崩れの復旧費用を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、教育課の予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） それでは、建設課関係の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の１１３ページをお願いいたします。

説明資料は、１３３ページでございます。

１０款災害復旧費、１項１目道路橋りょう災害復旧費でございます。

本年度予算９,００２万円を計上しております。前年度より８,９９０万円の増額となっております。

これにつきましては、昨年６月に流失しました真国宮地区宮前橋の復旧に係る１４節工事請負費で、町道真国宮津川線宮前橋災害復旧工事費として９,０００万円を計上しております。

１０節需用費で２万円、１４節工事請負費で９,０００万円の計上です。

続きまして、同じページでございます。

２項農林水産業施設災害復旧費、１目農地農業用施設災害復旧費と、次の２目林業施

設災害復旧費につきましても、災害に備えての科目設定でございます。それぞれ本年度予算１２万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは、予算に関する説明書の１１４ページをお開きください。

１１款公債費、１項１目の元金では、前年度と比較して４１６万９,０００円減額の１０億９,２４３万８,０００円の計上です。

２目の利子では２０３万１,０００円増額の２,５７８万４,０００円を計上してございます。

続きまして、１２款諸支出金です。

１項１目の財政調整基金費は、前年度と比較して１５万８,０００円減額の積立金５２万３,０００円。

２目の減債基金費は、前年度と同額の積立金１万６,０００円。

３目の土地開発基金費も前年度と同額の積立金２万円。

４目の上芝貞雄文化・教育振興基金費も前年度と同額の積立金１万９,０００円。

５目の合併振興基金費も前年度と同額の積立金３４万６,０００円。

１１５ページにわたりまして、６目のふるさとまちづくり応援基金費は２,９９８万２,０００円増額の積立金１億３万９,０００円。

７目の福祉基金費は、１,０００円減額の積立金３,０００円。

８目の中山間ふるさと・水と土保全対策基金費は、１,０００円減額の積立金６,０００円。

９目の森林環境譲与税基金費は、６８５万４,０００円増額の積立金３,７０３万６,０００円。

１０目の公共施設等整備基金費は、９万１,０００円減額の積立金３４万６,０００円。

１１目の地上デジタル放送中継施設基金費は、本年度新たに積立金２,０００万円を計上してございます。

最後に、１３款予備費、１項１目の予備費につきましては、前年度と同額の１,０００万円の計上としてございます。

なお、１１６ページから１１９ページにかけましては給与費明細書を、１２０ページには、債務負担行為で翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、１２１ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書を掲載してございますので、御高覧賜りたいと思います。

それでは、令和６年度紀美野町予算書の７ページをお開きいただきたいと思います。

第２表債務負担行為についてでございます。

町道釜滝柴目線道路改良事業で、期間は令和７年度で、限度額は６億２,５４０万円でございます。

次に、町道真国宮津川線宮前橋災害復旧事業で、期間は令和７年度で、限度額は３,５００万円でございます。

次に、スポーツ公園リニューアル事業で、期間は令和７年度から令和９年度までで、限度額は、令和７年度で４億５,０００万円、令和８年度で４億５,０００万円、令和９年度で２億円でございます。

続きまして、第３表地方債についてでございます。

起債の目的欄の辺地対策事業債は限度額を３,２８０万円とし、過疎対策事業債は限度額を９億３,４３０万円とし、一般単独事業債では限度額を１０億８９０万円に、災害復旧事業債では限度額を３,９１０万円に、臨時財政対策債では限度額を１,３００万円に設定するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行でございます。

利率につきましては３.０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）となります。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものもございます。

以上で、令和６年度一般会計当初予算の説明とさせていただきます。よろしく願い

いたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、一般会計の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 2時57分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎日程第32 議案第34号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第33 議案第35号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第34 議案第36号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（美野勝男） 日程32、議案第34号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算についてから日程34、議案第36号、令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） それでは、議案第34号から36号までを御説明をさせていただきます。

予算書の9ページを御覧ください。

議案第34号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

令和6年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,974万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の125ページを御覧ください。

説明資料のほうは135ページからでございます。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は、本年度1億9,926万1,000円。前年度比1,149万1,000円の減額計上で、世帯数及び被保険者数の減少によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料は、前年度比5,000円増の2万円の計上です。

126ページにかけて、3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、本年度9億1,690万1,000円。前年度比1,117万6,000円の減額計上でございます。1節普通交付金の減額が主な要因でございます。

2目財政対策補助金400万円、町単独事業影響分として一般会計から繰り出す分と同額を財政対策補助金として交付されるものでございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、本年度7万2,000円、財政調整基金の預金利子でございます。

127ページにかけて、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度1億1,621万7,000円、前年度比103万1,000円の減額計上でございます。1節及び2節の保険基盤安定繰入金の減額が主な要因でございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、本年度11万7,000円、前年度比965万8,000円の減額計上でございます。これは、県納付金の一部財源として、当該基金から繰り入れるもので、減額の主な要因は県納付金の減額によるものでございます。

6款繰越金、1項1目前年度繰越金は、本年度も前年度と同額の1,000円でございます。

7款諸収入、1項1目延滞金については、前年度と同額の1万5,000円の計上で

す。

2 項雑入、1 目第三者納付金は 3 0 0 万円、これも前年度と同額計上です。

2 目返納金も前年度と同額の 1, 0 0 0 円の計上でございます。

1 2 8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

説明資料のほうは 1 3 8 ページからでございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は国保一般事務に係る職員の人件費、委託料、備品購入費、負担金等が主な内容です。

本年度 2, 6 1 6 万 2, 0 0 0 円、前年度比 1 2 2 万 2, 0 0 0 円の増額計上です。主な要因は、人勸に伴う 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の増額及び 1 7 節備品購入費において、国保データベースシステム端末の更新によるものでございます。

1 2 9 ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費は、主に国税の賦課及び徴収に係る予算で、本年度 2 1 9 万 8, 0 0 0 円、前年度比 1 2 万円の増額計上です。

3 項 1 目運営協議会費は、本年度 6 万 5, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1, 0 0 0 円の減額です。

次に、2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、本年度 7 億 5, 4 0 0 万円、前年度比 6 0 0 万円の減額計上でございます。一般被保険者の疾病・負傷に対する保険者負担費用で、令和 5 年度の実績見込みを基に推計をしております。

1 3 0 ページを御覧ください。

2 目一般被保険者療養費は、本年度 9 5 0 万円、前年度比 1 0 0 万円の減額計上でございます。主に一般被保険者の柔道整復、マッサージ、鍼灸等に対する負担費用で、令和 5 年度の実績見込みを基に推計をしております。

3 目審査支払手数料は本年度 2 6 4 万 8, 0 0 0 円で、前年度比 1 2 万 5, 0 0 0 円の減額計上でございます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担とする費用でございます。本年度 1 億 1, 7 0 0 万円、前年度比 3 0 0 万円の減額計上で、令和 5 年度実績を基に推計をしたものでございます。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費は、令和 5 年度実績を基に推計し、昨年度と同額の 2 5 万円を計上しております。

3 項 1 目一般被保険者移送費は、前年度と同額の 1 万円を計上です。

次に、1 3 1 ページにかけて、4 項 1 目出産育児一時金でございます。前年度と同額の 3 0 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

5 項 1 目葬祭費は、本年度も前年度と同額の 7 5 万円の計上です。

6 項 1 目傷病手当金は、給与収入がある国保被保険者が新型コロナウイルスに感染し、労務に服することができない場合に支給されるもので、本年度 4 万 8, 0 0 0 円、前年度比 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額計上でございます。この制度は、令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルスに感染した方が対象でしたが、保険給付は 2 年間遡ることができるために、計上をしておるところでございます。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、本年度 1 億 9, 2 3 1 万 7, 0 0 0 円、前年度比 2, 1 4 7 万円の減額計上でございます。

1 3 2 ページにかけて、2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、本年度 6, 6 3 0 万円の計上で、前年度比 1 4 2 万 2, 0 0 0 円の減額計上でございます。

3 項 1 目の介護納付金分につきましても、本年度 2, 0 3 2 万 8, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1 4 5 万 7, 0 0 0 円の減額計上でございます。

なお、県納付金の総額は 2 億 7, 8 9 4 万 5, 0 0 0 円で、前年度比 2, 4 3 4 万 9, 0 0 0 円の減額となっています。減額の要因は、被保険者数の減少及び県の決算剰余金が令和 6 年度納付金の減算財源として投入されたことによるものでございます。

4 款保健事業費、1 項 1 目疾病予防費は、本年度 1, 3 9 6 万 9, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1 0 2 万 1, 0 0 0 円の減額計上でございます。人間ドック委託料が主な予算で 2 2 5 件の受診を見込んでおります。

次に、1 3 3 ページにかけて、2 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。本年度 1, 4 7 8 万 8, 0 0 0 円、前年度比 7 万 2, 0 0 0 円の減額計上でございます。

1 3 3 ページ下段の 5 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金は、本年度 7 万 2, 0 0 0 円、基金利息でございます。

1 3 4 ページにかけて、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税等還付金及び還付加算金は、前年度と同額の 5 5 万円の計上です。

退職被保険者等保険税等還付金及び還付加算金は、項目を廃止するものでございます。

2 項 1 目繰出金は 1, 4 7 8 万 3, 0 0 0 円の計上で、前年度比 8 0 万 9, 0 0 0 円の

増額計上でございます。国民健康保険診療所事業特別会計に国保直営診療所運営費として繰り出すもので、令和5年度の特別調整金を基に計上をしております。

7款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

8款共同事業拠出金は、項目を廃止するものでございます。

135ページから138ページにかけまして、当特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいておりますので、御高覧ください。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。

続きまして、議案第35号について説明をさせていただきます。

予算書の13ページを御覧ください。

議案第35号、令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和6年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,684万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の141ページを御覧ください。

説明資料のほうは145ページからでございます。

歳入でございます。

1款診療収入、1項1目外来収入は本年度3,605万4,000円、前年度比42万円の増額計上です。令和5年度の実績見込みにより推計をしております。

2款分担金及び負担金、1項1目診療所費負担金は、診療所送迎タクシー利用負担金で、本年度13万2,000円、前年度比2万4,000円の増額計上をしております。

次に、3款使用料及び手数料、1項1目文書料は前年度と同額の19万2,000円を計上しております。

4款県支出金、1項1目へき地診療所対策費補助金は、本年度125万8,000円、前年度比9万7,000円の減額計上です。

1節のへき地診療所設備整備事業補助金は63万2,000円、前年度比72万3,000円の減額です。これにつきましては、医療機器の整備に係る対象経費の2分の1が

県から補助されるもので、令和6年度は国吉診療所へのエコーリニアプローブ購入に係る補助金でございます。

2節のへき地患者輸送車運行補助金は、診療所送迎タクシーの運行に係る補助金として、県へき地患者輸送車運行支援事業を活用するもので、62万6,000円を計上しております。

142ページをお願いいたします。

2目和歌山県医師少数区域等勤務医支援事業補助金は、令和4年度に当町の診療所医師が医師少数区域経験認定医師に厚生労働大臣から認定されたことに伴い、研修受講費や専門書購入経費について、和歌山県より補助金の交付を受けるもので、10万5,000円を計上しております。この補助金は、歳出の2款医療費、1項5目の研究研修費に充当いたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は本年度4,399万4,000円、前年度比237万5,000円の増額計上です。人件費及び施設整備事業費等に充当するものでございます。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度1,478万3,000円、前年度比80万9,000円の増額計上です。へき地診療所運営に係る調整交付金で、令和5年度の実績値を基に計上をしております。

6款繰越金、1項1目繰越金は、前年度と同額の10万円。

7款諸収入、1項1目雑入は、22万8,000円を計上してございます。

続いて歳出でございます。

143ページを御覧ください。

説明資料のほうは147ページです。

145ページにかけて、1款総務費、1項1目一般管理費でございます。

この予算は町内4診療所を運営するための人件費や施設維持経費、各種業務委託費、関連団体負担金が主なものでございます。本年度予算6,653万8,000円、前年度比422万5,000円の増額計上です。

人事院勧告や会計年度任用職員の勤勉手当の支給等による人件費の増、10節需用費において、国吉診療所の雨漏り修繕に係る修繕費の増及び国吉並びに長谷毛原診療所の電子カルテソフトウェアの更新による電算システム更新委託料の増額が主な要因でございます。

145ページ中段からの2款医業費、1項1目医療用機器費でございます。本年度660万円、前年度比10万9,000円の増額です。昨年度と比べて、17節備品購入費において76万7,000円の減額となりましたが、機器等保守点検委託料で36万4,000円、それから機器等借上料で睡眠時無呼吸症候群治療機器、いわゆるCPAPのレンタル料に伴い、13節使用料及び賃借料で55万4,000円の増額となっております。

2目医療用消耗品費は、本年度104万3,000円、前年度比20万円の減額計上です。実績に応じて計上をしております。

3目医薬品衛生材料費は、本年度1,932万円、前年度比60万円の減額です。令和5年度の実績見込み値を基に推計をしております。

4目検査費は本年度213万円、前年度比1万円の減額です。これについても、令和5年度の実績見込み値を基に推計をしております。

146ページにかけて、5目研究研修費は、本年度21万5,000円で、前年度比3,000円の減額です。主に医師少数区域経験認定医師に認定されている診療所医師の研修や研究に係る費用で、医学書の購入経費や研修参加負担金、また研修旅費などがございます。駐車場使用料を除き、和歌山県の補助対象経費となっております。

3款予備費、1項1目予備費は、本年度も前年度と同額の100万円の計上です。

147ページから150ページにかけましては、当特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいておりますので、御高覧ください。

以上で、令和6年度国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号について御説明をさせていただきます。

予算書の17ページを御覧ください。

議案第36号、令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,436万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の153ページを御覧いただきたいと思います。

説明資料のほうも153ページからでございます。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料は、本年度1億4,060万6,000円、前年度比1,462万3,000円の増額計上でございます。

1節、現年度分において、前年度より1,463万8,000円の増額を見込んでいるためでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料は4,000円の計上でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度2億6,716万7,000円、前年度比503万8,000円の増額計上でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金及び職員給与費繰入金の増額が主な要因です。

4款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金として180万円、令和5年度推計で計上をしております。

154ページにかけて、5款諸収入、1項1目延滞金、2目過料とも前年度同様1,000円ずつの計2,000円の計上です。

2項1目総務費受託事業収入は、本年度1,448万1,000円、前年度比29万5,000円の増額です。令和3年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合より委託されて実施しております保健事業と介護予防の一体化事業に係る高齢者保健事業受託料でございます。

3項1目保険料還付金は、歳出還付した際の広域連合からの還付金として29万円。

2目の還付加算金は1万円の計上でございます。

155ページを御覧ください。

説明資料も155ページからでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本年度1,645万5,000円、前年度比246万6,000円の増額計上でございます。人勧等に伴う人件費の増額によるものでございます。

156ページにかけて、2項1目徴収費は、本年度127万2,000円、前年度比7万3,000円の増額計上でございます。

続いて、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付

金でございます。

本年度3億8,951万3,000円、前年度比1,769万4,000円の増額計上でございます。主に保険料徴収分及び保険基盤安定負担金分の増額によるものでございます。

157ページにかけて、3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費は本年度1,582万円、前年度比1万4,000円の増額計上です。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金及び還付加算金は、前年度と同額の30万円の計上です。

158ページにかけて、5款予備費、1項1目予備費につきましても、前年度と同額の100万円を計上しています。

以降、159ページから162ページにかけまして、当特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいておりますので、御高覧ください。

以上で国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計並びに後期高齢者医療特別会計の当初予算についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

◎日程第35 議案第37号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長(美野勝男) 日程35、議案第37号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、予算書の21ページをお願いします。

議案第37号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

令和6年度紀美野町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,306万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の165ページをお願いします。

また、予算説明資料は159ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。なお、説明は項ごとに説明させていただきます。

1款介護保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者保険料2億7,109万8,000円の計上です。

2款使用料及び手数料、1項手数料は計4,000円の計上で、証明手数料、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は2億9,905万7,000円の計上で、介護給付費の国負担分です。保険給付費等の減少に伴い、前年度より1,611万8,000円の減額です。

次に、166ページにかけての2項国庫補助金は計1億8,912万7,000円の計上で、前年度より1,238万5,000円の減額です。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は計4億6,214万6,000円の計上で、介護保険給付費及び地域支援事業に係る第2号の被保険者負担分です。

次に、5款県支出金、1項県負担金は2億4,804万4,000円で、介護保険給付費の県負担分です。

2項県補助金は計760万3,000円の計上で、各地域支援事業に係る県負担分です。

続いて、167ページを御覧ください。

6款財産収入、1項財産運用収入は、6万6,000円の計上です。介護給付費準備基金の利子を計上したものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、計2億7,671万5,000円の計上です。介護給付費、各地域支援事業、事務費、低所得者保険料軽減のための町負担分を繰り入れ

るものでございます。

次に、2項基金繰入金は、1,789万円の計上です。介護給付費準備基金の繰入れにより保険料の軽減を図るものでございます。

168ページにかけての8款繰越金、1項繰越金は、昨年度同額の1,000円を計上しております。

9款諸収入、1項延滞金加算及び過料についても、昨年度同額の計1万1,000円の計上です。

2項雑入は計1,130万1,000円の計上で、滞納処分費、第三者納付金、返納金、各介護予防のケアプランの作成報酬によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。目ごとに説明させていただきます。

169ページから170ページにかけての1款総務費、1項1目一般管理費は3,538万1,000円で、前年度より243万6,000円の増額です。職員の異動、人事院勧告に伴う人件費の増額が主な要因でございます。

次に、170ページの2項1目賦課徴収費は、120万8,000円の計上です。

次に、171ページにかけての3項1目介護認定審査会費は303万7,000円。

2目認定調査等費は、905万2,000円の計上です。

続いて、172ページにかけての2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は計15億901万3,000円の計上で、対前年度と比較して6,624万円の減額となっております。

1目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護、通所介護の利用が減少しており、減額理由の主な要因となっております。

次に、173ページにかけての2項介護予防サービス等諸費は計6,049万7,000円の計上で、前年度より548万8,000円の減額です。

1目の介護予防サービス給付費では、訪問や通所によるリハビリなどの利用者が減少しており、減額の主な要因となっております。

続いて、3項1目審査支払手数料は、137万6,000円。

4項1目、高額介護サービス費は、4,081万3,000円。

174ページにかけての5項1目高額医療合算介護サービス費は、620万円の計上です。

6項特定入居者介護サービス等費は、計6,549万3,000円の計上です。所得の

低い方が施設入所する場合、食事や部屋代の負担の軽減を図るものですが、対象者の減少により、前年度より1,021万4,000円の減額となっております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、計2,169万1,000円の計上です。

175ページにかけての2項1目一般介護予防事業費は646万8,000円の計上で、前年度より320万8,000円の減額です。保健師1名の人件費のほか、いきいき百歳体操やシニアエクササイズなどを実施するための費用を計上しております。職員の異動に伴う人件費の減額が減額の主な要因です。

次に、176ページにかけての3項1目総合相談事業費は、767万円の計上です。社会福祉士の職員1名の人件費が主なもので、包括的な相談窓口として各種サービスにつないでおります。

2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は556万3,000円の計上で、主任ケアマネ資格のある職員を置き、介護支援専門員への支援や関係機関や他職種との連携を図っております。職員の異動や職員の退職に伴う会計年度任用職員雇用のため、予算計上を昨年とはしておりましたので、前年度と比較して629万1,000円の減額となっております。

次に、177ページにかけての3目任意事業は、432万円の計上です。おむつなどの介護用品の支給事業や後見人が必要な方への支援のための予算を計上しております。

4目在宅医療・介護連携推進事業費は229万6,000円の計上で、海南市と共同で医療法人に委託し、在宅医療・介護を提供するための体制づくりに進めております。

次に、178ページにかけての5目生活支援体制整備事業費は72万6,000円の計上、6目認知症総合支援事業費は26万円の計上、7目地域ケア会議推進事業費は30万9,000円の計上です。

4項1目審査支払手数料12万4,000円を計上しております。

179ページにかけての4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は6万6,000円の計上で、基金利息分の再積み分でございます。

5款諸収入、1項1目保険料等還付金及び還付加算金は50万円。

6款1項1目予備費は100万円で、前年度と同額を計上しております。

なお、180ページから183ページにかけて、給与費明細表をつけておりますので、御高覧ください。

以上、簡単ですが、議案第３７号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第３６ 議案第３８号 令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第３６、議案第３８号、令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見將人 登壇)

○産業課長（吉見將人） それでは、私のほうからは、令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の２５ページをお開きください。

議案第３８号、令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４,４４７万５,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和６年２月２７日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の１８７ページをお開きください。

説明資料は１７７ページからとなりますので、併せて御覧ください。

なお、説明につきましては、各目単位で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

２、歳入でございます。

１款１項１目観光施設等使用料は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料で昨年度より１６０万円減額し、２,７４０万円を見込んでございます。

続きまして、１款１項２目農林業施設使用料の８８万円は、ふれあい館の農林産物等

の販売コーナー、食堂コーナーの施設のテナント料でございます。

次に、２款１項１目一般会計繰入金１,５８９万円を計上してございまして、施設使用料の減及び人件費の増により昨年度より５４８万９,０００円を増額してございます。

続きまして、３款１項１目繰越金、本年度１０万円は、前年度からの繰越金でございます。

４款１項１目施設管理受託事業収入の９万９,０００円は、県と町で共有管理する上水道の受水槽管理費用に対する県からの受託金でございます。

続きまして、４款２項１目雑入の１０万６,０００円は公衆電話、自動販売機設置使用料及びごみ袋の販売収入でございます。

続きまして、１８８ページをお開きください。

３、歳出でございます。

１款１項１目一般管理費４,３３３万６,０００円は、ふれあい公園に関する運営管理全般に関する経費でございます。前年度より２１２万８,０００円の増額となっております。

主な理由は人件費でございまして、１節報酬で９９万７,０００円、３節職員手当で７６万７,０００円、共済費で２５万３,０００円の増額となっております。

続きまして、１８９ページ下段の２款１項１目の元金で１３万８,０００円、２目利子として１,０００円を計上してございます。これは平成３０年の台風で破損したパークゴルフ場の料金所の屋根を改修するために借り入れた地方債の償還金と支払利息でございます。

続きまして、１９０ページの３款１項１目の予備費でございしますが、昨年度と同様に１００万円を計上してございます。

次の１９１ページには、ふれあい公園会計の職員の給与費明細書、次の１９２ページには地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高の見込に関する調書を添付してございますので、御高覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

◎日程第３７ 議案第３９号 令和６年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について

○議長（美野勝男） 日程３７、議案第３９号、令和６年度紀美野町農業集落排水

事業会計予算について議題とします。

説明を求めます。

米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長(米田和弘) それでは、予算書29ページをお願いいたします。

議案第39号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計予算でございます。

農業集落排水事業につきましては、令和5年度まで官庁会計方式により、特別会計で会計処理を行ってまいりましたが、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、公営企業会計に移行することになっており、昨年度の予算書等から大きく様式が変わっております。

それでは、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について御説明させていただきます。

第1条、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。当予算の総則を定めたものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、接続戸数は206戸、年間総排水量は5万1,000立方メートル。1日平均排水量は140立方メートルを予定してございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものでございます。なお、営業費用中、公営企業会計相談及び支援業務に係る委託料110万円の財源に充てるため、公営企業会計適用債110万円を借り入れることとしています。

収入では、1款農業集落排水事業収益で3,055万4,000円を計上してございます。

1項営業収益で841万円を計上してございます。

2項営業外収益で2,214万4,000円でございます。

次に、支出でございます。

1款農業集落排水事業費用3,055万4,000円の計上です。

1項営業費用2,914万9,000円。

2項営業外費用44万4,000円。

3項特別損失として66万1,000円。

4項予備費30万円でございます。

30ページにかけまして、第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収

入につきましては、1款資本的収入は267万8,000円で、1項企業債償還に係る出資金は232万8,000円と、2項新規加入に係る負担金及び分担金35万円でございます。

次に、支出につきましては、1款資本的支出は668万8,000円でございます。

1項企業債償還金で668万8,000円を計上してございます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額401万円は、当年分の損益勘定留保資金401万円で補填するものでございます。

第4条の2は、特例的収入及び支出を定めたもので、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額をそれぞれ80万円及び1,267万4,000円としてございます。

次に、第5条は企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、限度額を110万円と定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を100万円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費795万6,000円とするものでございます。

また、第9条は他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金として1,586万6,000円と定めております。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書196ページからを御覧ください。

説明資料は179ページからとなっております。

令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計予算実施計画明細書について御説明申し上げます。

主なものを説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款農業集落排水事業収益は3,055万4,000円です。

内容としまして、1項営業収益の841万円は農業集落排水施設の使用料や指定工事店の登録手数料等を計上しております。

2項営業外収益は2,214万4,000円の計上です。

内容といたしましては、2目他会計補助金で、一般会計からの補助金として1,586万6,000円。

3目長期前受金戻入で627万6,000円の計上でございます。

4目雑収益1,000円の計上は延滞金に係るものでございます。

197ページです。

支出でございます。

1款農業集落排水事業費用は3,055万4,000円で、内容といたしましては、1項営業費用は2,914万9,000円で、1目管渠費104万8,000円は農業集落排水設備の維持管理に関するものとして、管渠施設等の電気料や管理委託料の計上でございます。

2目処理場費として779万8,000円は農業集落排水処理場の維持管理に関するものとして、処理場の電気料などの光熱水費や修繕料、施設管理や水質検査などの委託料等の計上でございます。

次に、198ページにわたりまして、3目総係費として1,069万3,000円は、事業活動全般に要する費用で職員1名分の人件費や料金システム等の保守、公営企業会計相談及び支援業務などの委託料や、会計システム、料金システムなどの賃借料等でございます。

4目減価償却費として961万円は建物や構築物、機械及び装置の減価償却費を計上してございます。

次に、1款2項営業外費用は44万4,000円で、企業債の利息の計上でございます。

1款3項特別損失で66万1,000円は人件費に係る賞与や法定福利費引当金繰入額などを計上してございます。

1款4項は予備費として30万円を計上させていただいております。

次に、199ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、1款資本的収入で267万8,000円の計上で、内訳といたしまして、1款1項1目他会計出資金で、一般会計からの企業債償還に係る232万8,000円の計上と、2項負担金及び分担金、1目新規加入者負担金35万円の計上でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額401万円は、当年分の損益勘定留保資金401万円で補填するものといたします。

支出につきましては、１款１項１目企業債償還金、１節企業債償還金で６６８万８、０００円は企業債の元利償還に係るものでございます。

２００ページを御覧ください。

農業集落排水事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローでは４２９万５、０００円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローではゼロ。財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債による収入や企業債の償還による支出で２９１万円の支出。

資金期末残高は１３８万５、０００円増額の１、３２５万９、０００円となる予定でございます。

次の２０２ページからは参考資料として、初年度のため、令和６年度の紀美野町農業集落排水事業予定開始貸借対照表、予定貸借対照表、２０８ページからは職員の給与費明細書をおつけしてございますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、令和６年度紀美野町農業集落排水事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（建設課長 米田和弘 降壇）

◎日程第３８ 議案第４０号 令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について

◎日程第３９ 議案第４１号 令和６年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○議長（美野勝男） 日程第３８、議案第４０号、令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について及び日程第３９、議案第４１号、令和６年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、予算書３３ページをお開きください。

議案第４０号、令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について説明させていただきます。

東部簡易水道事業は、本年度より公営企業会計予算となっております。前年度との比較が困難なものもございますが、御了承お願いします。

まず、第２条の業務予定量は、全体の給水栓数として２、５９０水栓で、年間給水量は４４万５、０００立方メートル、１日平均給水量は１、２１９立方メートルを予定して

おります。

本年度の主な事業につきましては、県道岩出野上線老朽管布設替工事で5,100万円、昨年に引き続き更新を行うもので、配水用ポリエチレン管100ミリで、延長50メートル及び75ミリで120メートルを予定しております。この路線については今年度で完了となります。

また、神野市場地区においても、老朽化により仕切弁が古くなり、漏水調査や修繕、更新時において閉まり切らない場合や、さび水の発生の原因となるため、新しく仕切弁を設置するもので、断水を行わず、水を通したまま設置する仕切弁を5基、630万円で予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

本年度より公営企業会計に移行し、初年度でございますので、企業会計への職員育成や西部簡水との整合性など全般にわたり指導・サポート等の支援業務を委託するもので、公営企業会計適用債が充当されますが、本来、3条予算は起債対象外でございます。特例措置ということで起債の予算化を行わず、条文内に記載することとなっております。

収入では、水道事業収益の総額を2億1,990万6,000円と定め、営業活動に基づく水道料金8,790万円を含む営業収益として8,809万3,000円、営業外収益として一般会計補助金5,159万8,000円を含む1億3,181万3,000円を計上しております。

次に、支出として、水道事業費用の総額を2億4,433万2,000円と定め、営業活動に係る営業費用として2億2,712万3,000円、企業債利息等の営業外費用として1,116万3,000円、特別損失として504万6,000円、予備費100万円を計上してございます。

収入に対する支出が上回っている状況ではございますが、企業会計予算となったことにより、長期前受金や減価償却費など現金が伴わない予算を計上しているためでございます。

次に、34ページ、第4条資本的収入及び支出につきましては、収入の総額を9,037万5,000円と定め、工事費に対する起債額5,290万円、他会計出資金3,747万5,000円を計上しており、出資金につきましては、支出の建設改良費の起債対象外の金額及び起債償還金の補填財源として一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

東部簡水は西部簡水と異なり、留保資金等の補填財源がないため、一般会計から繰入れを出資金として受けるものでございます。

次に、特例的収入及び支出でございます。

こちらは令和6年4月1日より公営企業会計の適用を受けるため、3月31日をもって打ち切り決算を行います。3月末に発生した収入及び支出で出納閉鎖期間中に処理すべき予算を特例的収入及び支出として、令和6年度予算の条文に記載することとなっているためでございます。

次に、第5条の企業債では、第3条に計上した法適用支援業務委託費260万円、第4条の建設改良工事費に係る企業債のうち、公営企業債で2,960万円、過疎対策事業債で2,330万円を借入限度額として起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第6条は一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費4,508万1,000円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、児童手当、企業債利息及び経常経費に対する補助として5,159万8,000円と定め、第10条ではたな卸資産の購入限度額を823万5,000円と定めるものでございます。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書216ページをお開きください。

説明資料は187ページからでございます。

令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算実施計画明細書について、主なものについて説明させていただきます。

1款1項営業収益は8,809万3,000円で、水道料金、新規給水申込者への材料売却、手数料でございます。

2項営業外収益は1億3,181万3,000円の計上です。

3目他会計補助金は、3条予算に係る経常経費に対する補助金5,159万8,000円の計上。

4目長期前受金戻入の7,852万7,000円については、現金の収入はございません。

5目雑収益は、新規加入者の加入金や消火栓設置工事の負担金となっております。

次に支出でございます。

1 款水道事業費用は2億4,433万2,000円の計上です。

1 項営業費用は2億2,712万3,000円です。

1 目原水及び浄水費で2,763万7,000円、原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費、水質検査や修繕費、動力費を計上してございます。

2 目配水及び給水費では5,363万3,000円で、人件費や漏水修繕等配水施設の維持、動力費や漏水調査、検針等の委託料でございます。

4 目業務総係費は4,548万9,000円で、人件費、保険や会計・料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。

1 6 節委託料につきましては、先ほど申し上げました公営企業会計移行後のアドバイザリ支援業務として269万5,000円、そして毛原簡易水道変更認可業務委託費を計上してございます。毛原宮にある毛原浄水場におきまして、主水源が貴志川の対岸約2キロメートル上流の谷川を水源としておりますが、近年の異常気象による洪水、暴風雪により、度々管路が被災し、復旧に期間を要するなど、維持管理に苦慮している状況でございます。解決策といたしましては、根本的に水源を変更する以外になく、現在、浄水場の山手の桶谷から取水を検討し、事前調査を行っているところです。水源変更には、和歌山県知事の認可が必要であることから、変更認可業務の委託費を計上させていただき、住民の皆様方が安心して水道を利用できるように整備を進めていきたいと考えております。

また、2 1 節貸倒引当金でございます。現在、水道料金の未収金回収強化として、各戸訪問を行い、悪質な場合や連絡がつかない場合は給水停止を実施しており、毎年少しずつではございますが、延滞額は減少傾向にあります。しかしながら、自己破産や本人死亡、行方不明等で債権回収が困難で、長期間回収できていない債権がございます。債権の適正管理を行う上で、不納欠損を行わざるを得ない債権につきましては、貸倒引当金繰入額として計上するものでございます。

企業会計では、翌年度で行う不納欠損を前年度で引当金として計上します。また、不納欠損を行う金額を計上するのではなく、未収金の全体額から一部を準備金として引き当てておくものでございます。

5 目減価償却費は9,894万3,000円の計上です。現金の支出はないものでございます。

6目資産減耗費の固定資産除却費140万円につきましては、配水管の更新により、既設管の除却費を計上してございます。こちら現金の支出はありません。

2項営業外費用は1,116万3,000円で、企業債の利息、消火栓設置工事、消費税の納付額となっております。

3項特別損失について説明させていただきます。

賞与及び法定福利費の引当金ですが、令和6年6月に支給される賞与及び法定福利費につきましては、対象が前年度の12月から5月までを対象としており、12月から3月までの4か月分につきましては前年度に発生していると考えます。

しかし、前年度は特別会計のため、引当金として計上されていないため、その額を6年度において特別損失として計上し、支給するものでございます。

次に、貸倒引当金ですが、先ほど説明させていただきました不納欠損ですが、令和6年度から実施してまいりたいと考えております。

しかし、前年度では引当金を計上しておりません。このため、特別損失として計上し、6年度で実施するものでございます。こちら同様に、不納欠損額を計上するものではありません。

消費税も同様に、5年度の確定申告による未払額を6年度で特別損失として計上し、支出するものでございます。

次に、221ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入は9,037万5,000円です。

1項企業債につきましては、2件の建設改良費の起債対象額5,290万円を計上しております。

2項他会計出資金では、先ほど申し上げましたとおり、建設改良費の起債対象外の費用及び企業債償還金3,747万5,000円について、一般会計からの出資を受けるものでございます。

支出につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、2件の工事で5,730万円、企業債償還金3,307万5,000円を計上しております。

222ページはキャッシュ・フローでございます。

1年間のお金の流れを示すものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは667万2,000円の収入、投資活動による

キャッシュ・フローは5,100万3,000円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは5,990万円の収入、資金増減額は1,556万9,000円、資金期首残高は、5年度打ち切り決算による繰越金として1,350万2,000円で、資金期末残高は2,907万1,000円となります。

次のページからは参考資料として、財務諸表等を添付させていただいております。初年度のために、少し説明させていただきます。

令和6年度からの企業会計でございますので、令和5年度の損益計算書等、仮決算の資料はございません。

企業会計初年度となりますので、令和6年度予定開始貸借対照表を添付しております。東部簡水の資産を洗い出し、現在の価値を算定したものが開始固定資産で19億8,343万4,000円。

現金預金につきましては、令和5年度の打ち切り決算による繰越金を計上しており、1,350万2,000円、未収金も同様に打ち切り決算によるもので、938万7,000円、貯蔵品については水道メーター等附属品で30万5,000円、資産合計は20億662万8,000円となります。

負債の部です。

固定負債は現在の企業債残高4億1,868万4,000円。

流動負債は次年度に償還する起債額を計上するものでございますが、開始時点でございますので、本年度に償還する額3,307万5,000円を計上しております。

未払金も同様に、打ち切り決算によるもので846万1,000円。

長期前受金は固定資産取得に要した補助金で13億8,508万7,000円です。

資本金は9,559万9,000円。

資本剰余金、これにつきましては、補助金や分担金・負担金によって取得した土地などの非償却資産の取得額を計上するもので、6,572万2,000円。

負債資本合計も資産合計と同じ20億662万8,000円でございます。

次の予定貸借対照表は、開始を基に本年度の予算を執行した場合の年度末の状況を反映したものととなります。

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第41号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

説明させていただきます。

予算書 37 ページをお開きください。

まず、第 2 条の業務予定量は、全体の給水栓数は 2,520 水栓で、年間給水量は 48 万 8,000 立方メートル、1 日平均給水量は 1,337 立方メートルを予定しております。

本年度の主な事業につきましては、令和 6 年度事業として、国道 370 号歩道整備に伴う配水管布設替工事を予定しております。

昨年度は、工事の進捗状況により実施できなかった区間もありますが、配水用ポリエチレン管 75 ミリ、延長 120 メートルを県の工事の掘削断面内に布設するもので、350 万円の事業費です。

繰越事業のため、記載はございませんが、下佐々浄水場更新工事も実施していきます。本年度完成となっております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益の総額を 1 億 4,293 万 1,000 円と定め、営業活動に基づく水道料金 8,880 万円を含む営業収益として 8,920 万円、営業外収益として企業債利息等に対する基準繰入額 1,173 万 2,000 円、消費税還付金 3,774 万 8,000 円を含む収益として 5,373 万 1,000 円を計上しております。

次に、水道事業費用の総額を 2 億 1,439 万 7,000 円と定め、営業活動に係る営業費用として 1 億 8,383 万 7,000 円、企業債利息等の営業外費用として 2,301 万円、特別損失として 155 万円、予備費 600 万円を計上してございます。

次に、38 ページにかけまして、第 4 条資本的収入及び支出につきまして、国道 370 号歩道整備に係る工事として、建設改良費及び企業債にそれぞれ 350 万円を計上してございます。

企業債償還金は 1,470 万 5,000 円で、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額 1,470 万 5,000 円は、第 4 条括弧書きのとおりでございます。

次に、第 5 条の企業債では、第 4 条に計上した建設改良費に対する企業債の借入限度額を 350 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 6 条は一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 7 条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 2,409 万 1,000 円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、児童手当及び簡易水道企業債利息の基準繰入額を1,173万2,000円と定め、第10条では、たな卸資産の購入限度額を743万6,000円と定めるものでございます。

令和6年2月27日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書238ページをお開きください。

説明資料は199ページからでございます。

令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算実施計画明細書について、主なものについて説明させていただきます。

1款1項営業収益は8,920万円で、新規給水申込者への材料売却、手数料及び主として水道料金でございますが、人口減少や水需要の減少により、360万円の減収でございます。

2項営業外収益は5,373万1,000円で、4,861万6,000円の減額です。減額の主な理由は、3目他会計補助金で簡易水道事業債の交付税算入分が増加しておりますが、5目の雑収益、消費税還付金で、昨年度は4年度繰越分及び5年度事業費分を計上してございましたが、5年度分を6年度に繰り越したため、6年度では5年度分を再計上したため減少となっております。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用は2億1,439万7,000円。

1項営業費用は1億8,383万7,000円。

1目原水及び浄水費で2,831万1,000円。原水の取水、浄水施設の維持等に要する経費、水質検査や修繕、動力費を計上してございます。

2目配水及び給水費は3,019万3,000円で、人件費、漏水修繕等配水施設の維持、動力費や漏水調査、検針等の委託料でございます。

4目業務総係費は2,171万2,000円で、人件費、保険や会計・料金システムのリースや保守などの事務費用でございます。20節では、先ほど東部簡水で御説明いたしました貸倒引当金でございます。西部簡水も同様に、債権回収の強化を図りながら、債権の適正管理に努めてまいります。

5目減価償却費は1,815万5,000円で、209万1,000円の増額につきましては、昨年度において給水車の購入を行ったためでございます。

6目資産減耗費8,545万5,000円につきましては、下佐々浄水場更新工事が繰

越しとなったことにより、6年度で再度旧施設の除却費を計上したものでございます。

2項営業外費用は2,301万円で、805万4,000円の増額は、下佐々浄水場更新工事による企業債利息の増加でございます。

3項特別損失につきましても、東部簡水と同様でございます。

次に、242ページを御覧ください。

資本金的收入及び支出につきましては、国道370号歩道整備に係る工事費の起債額350万円を計上しております。

支出では、その工事費350万円と企業債の償還額1,470万5,000円を計上しております。

243ページは、キャッシュ・フローでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは687万1,000円の収入。

投資活動によるキャッシュ・フローは、6年度の工事費と5年度の下佐々浄水場更新工事の繰越分により4億1,185万2,000円の支出。

財務活動によるキャッシュ・フローは、投資活動に対する企業債の借入れとして4億3,829万5,000円の収入です。これにより、資金期末残高は3億8,241万3,000円となります。

次のページからは参考資料として、令和5年度の仮決算及び令和6年度の予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信 降壇)

◎日程第40 発委第1号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第40、発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案者、議会運営委員会伊都堅仁委員長、説明願います。

(議会運営委員長 伊都堅仁 登壇)

○議会運営委員長（伊都堅仁） それでは、委員会提出議案の1ページを御覧ください。

発委第1号。

令和6年2月27日。

紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者、議会運営委員会委員長、伊都堅仁。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

本年4月から新たに設置される「子育て推進課」を総務文教委員会の所管として加えるため、紀美野町議会委員会条例の改正を行うものであります。

2ページを御覧ください。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会委員会条例の一部を次のように改定する。なお、改正部分は、次の表の中下線の部分であります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上であります。

(議会運営委員長 伊都堅仁 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで、質疑を終わります。

これから発委第1号に対し、討論を行います。反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番（徳田拓嗣） 発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日本全国、少子高齢化が急速に進む中、これからの時代、こどもたちや未来の日本や紀美野町を支えることが必然的です。現代社会における課題である育児放棄や虐待やヤングケアラー、不登校問題に対して、今まで以上にこどもたちや両親に対して悩んでいる方たちへの、自分は1人ではないと、孤立しない課になると確信します。この子育て推進課によって、これからの紀美野町に移住者が多く来てくれたり、この町に住みたいと思ってくれる町になるために、ここにおられる議員や職員一丸となってい

く必要があります。

よって、この発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例についての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日28日から3月4日までの6日間、議案精読のため休会し、3月5日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(美野勝男) 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時39分)